

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月13日
【会社名】	株式会社 J T O W E R
【英訳名】	J T O W E R I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 敦史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番41号
【電話番号】	03-6447-2614
【事務連絡者氏名】	常務取締役CF0 経営管理本部長 中村 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番41号
【電話番号】	03-6447-2614
【事務連絡者氏名】	常務取締役CF0 経営管理本部長 中村 亮介
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 3,935,372,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,504,765,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,370,045,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、S M B C 日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をそれぞれご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	2,987,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1．2019年11月13日開催の取締役会決議によっております。

- 2．2019年11月13日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式2,987,000株のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行株数については、2019年12月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2019年12月10日）に決定されます。本募集における海外販売株数は未定であり、本募集の発行株数の半数未満とします。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

- 3．本募集及び本募集と同時に進行される後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、883,900株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である田中敦史（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2019年11月13日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式883,900株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

- 4．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、取得金額1,049百万円に相当する株式数を上限として、業務提携関係を今後も維持・発展させていくことを目的に、日本電信電話株式会社を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

- 5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

- 6．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2019年12月10日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2019年12月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	2,987,000	3,935,372,500	2,141,305,625
計（総発行株式）	2,987,000	3,935,372,500	2,141,305,625

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2019年11月13日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2019年12月10日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
 6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,550円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は4,629,850,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年12月11日(水) 至 2019年12月16日(月)	未定 (注) 4	2019年12月17日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2019年12月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年12月2日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2019年12月10日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2019年12月10日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年12月18日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2019年12月3日から2019年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目24番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番 12 号		
計	-	2,987,000	-

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2019年12月2日に決定する予定であります。なお、需要状況等を勘案した結果、本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳に伴って、2019年12月10日付で変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,282,611,250	55,000,000	4,227,611,250

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,550円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,227,611千円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限1,262,856千円を合わせた、手取概算額合計上限5,490,467千円については、国内IBS事業における導入拡大のための設備投資資金、タワー事業における導入拡大のための設備投資資金及び借入金の返済に充当する予定であります。

国内IBS事業については、導入拡大のための屋内無線通信設備資金の一部として、2020年3月期に500,000千円、2021年3月期に3,490,467千円を充当する予定であります。

タワー事業については、導入拡大のための屋外無線通信設備資金の一部として、2021年3月期に500,000千円を充当する予定であります。

財務体質及び経営基盤の安定化のため、金融機関からの借入金の返済資金として2020年3月期に1,000,000千円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当事期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	2,906,300	4,504,765,000	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵政キャピタル株式会社 842,000株 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合 457,000株 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号 株式会社カルティブ 322,500株 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 アイティーファーム・のぞみ投資事業有限責任組合 285,800株 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 228,600株 東京都中央区八重洲一丁目3番4号 SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 228,600株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 228,600株 東京都中央区銀座八丁目13番1号 JA三井リース株式会社 129,000株 東京都新宿区 中村 亮介 78,000株 東京都中央区八重洲一丁目3番4号 SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 42,000株 神奈川県横浜市旭区 桐谷 裕介 33,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都日野市 祢津 信夫 24,000株
				東京都足立区 六反 学 7,200株
計(総売出株式)	-	2,906,300	4,504,765,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。質

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式2,906,300株のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)の上限です。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2019年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数の半数未満とします。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,550円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2019年 12月11日(水) 至 2019年 12月16日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5 番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5 番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 . 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 . 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 . 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(2019年12月10日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は
支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受けによる売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を
行うことができます。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 . 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	883,900	1,370,045,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	883,900	1,370,045,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,550円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2019年 12月11日(水) 至 2019年 12月16日(月)	100	未定 (注)1	S M B C 日興証券株式会社 の本店及び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。当社普通株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C日興証券株式会社が行い、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C日興証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行います。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

(注) 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2019年12月10日）に決定されますが、本募集における海外販売株数は、本募集の発行株数の半数未満とします。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

(注) 1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2019年12月10日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をS M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途（2）手取金の用途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2019年12月17日（火）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

（注） 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2019年12月10日）に決定されませんが、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数の半数未満とします。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

（注）1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

（注） 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売価額の総額
未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部をS M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2019年12月18日（水）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、883,900株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われなない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2020年1月15日行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2020年1月15日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2019年12月10日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、S M B C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C 日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2019年11月13日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 883,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2020年1月20日（月）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2019年12月2日開催予定の取締役会において決定します。

2．割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2019年12月10日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である田中敦史、売出人である株式会社カルティブ、JA三井リース株式会社、桐谷裕介、中村亮介、祢津信夫、六反学、当社株主である日本電信電話株式会社、当社新株予約権者である松浦隆、山本重好、丸井智弥及び加藤一郎は、S M B C 日興証券株式会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年6月14日までの期間中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、アイティーファーム・のぞみ投資事業有限責任組合、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合は、S M B C 日興証券株式会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2020年3月16日までの期間中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、S M B C 日興証券株式会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年6月14日までの期間中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C 日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章 **JTOWER** を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「事業の概況」～「業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

JTOWER

SHARING THE VALUE

すべてのステークホルダーに価値をもたらす
社会的意義のある事業を創造する

事業の概況

当社グループ^{*1}では、これまで国内では一般的でなかった「通信インフラシェアリング」の事業化を実現し、“すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する”という企業ビジョンのもと、国内外で通信インフラシェアリング及び関連するソリューションを展開しています。主な事業の内訳としては、国内及び海外において、携帯キャリアに対して屋内電波対策用の共用設備を提供する「国内IBS^{*2}事業」、「海外IBS事業」を展開しています。またその他にも、付加価値サービスである「ソリューション事業」を運営している他、新規事業として、屋外の鉄塔・ポール等のタワー資産を共用化する「タワー事業」を企画・準備しています。

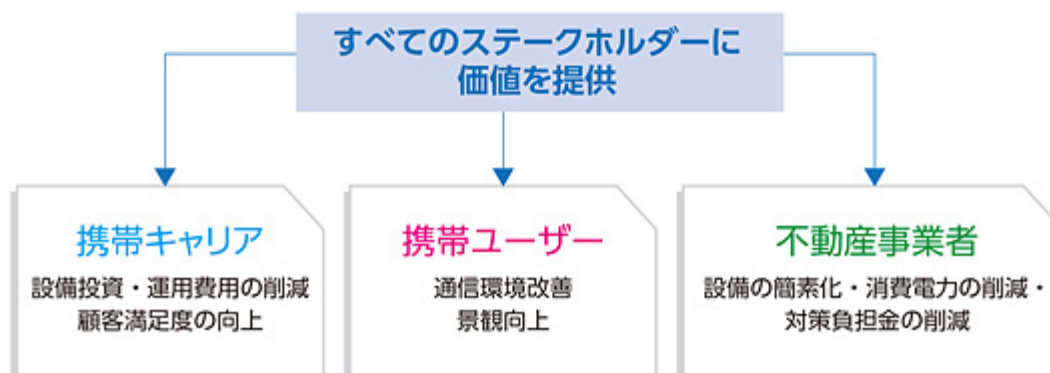
*1：当社及び連結子会社3社、持分法適用会社1社で構成される

*2：IBS：In-Building-Solution

当社グループの通信インフラシェアリング事業類型

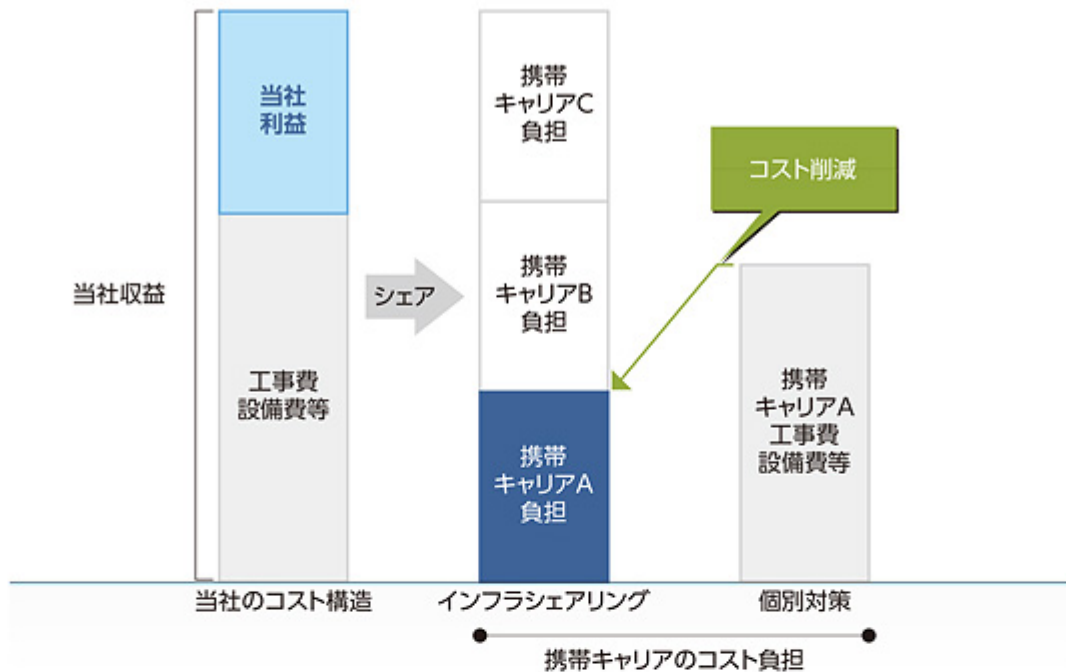
〈シェア対象〉	屋内 携帯インフラ (屋内電波対策用の通信設備)	屋外 携帯インフラ (屋外の鉄塔・ポール等)	
〈事業類型〉	国内IBS事業 着実な トラックレコード	海外IBS事業 現地パートナーと連携し、 東南アジアを中心に展開	タワー事業（新規事業） NTT持株会社と 資本・業務提携

通信インフラシェアリングが提供する価値



※IBSの場合

通信インフラシェアリングによる携帯キャリアのコスト削減イメージ

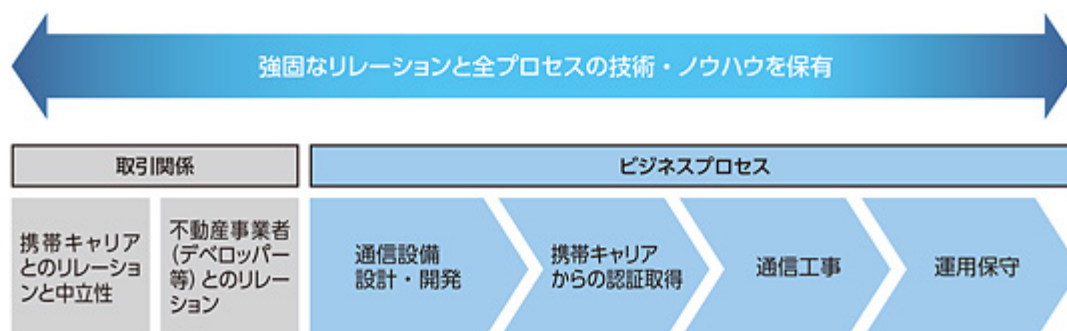


■ 通信インフラシェアリングのビジネスモデルの特徴

- 1 売上高の大部分が携帯キャリアからの長期契約に基づくストック収入
- 2 売上高の主要ドライバー（KPI）は「導入件数」と「Tenancy Ratio（物件あたり平均参画キャリア数）」
- 3 解約率が低く、スイッチングコストも高いため先行事業者優位

■ 当社グループの強み

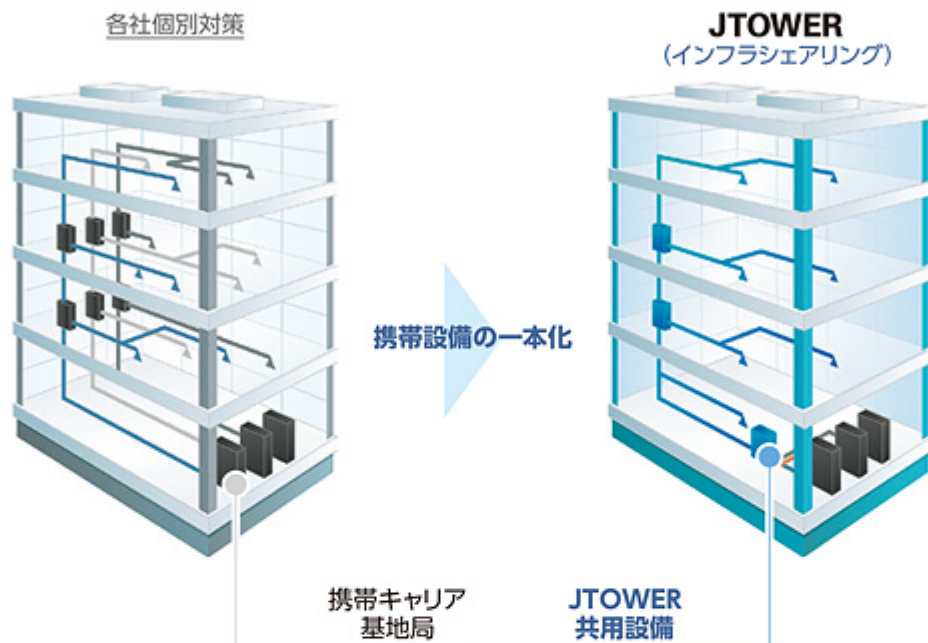
国内においてはインフラシェアリングの先駆者として、全ての携帯キャリアや不動産事業者とのリレーションを構築し、導入実績を積み上げてきました。それらのリレーションに加えて、これまで培った通信インフラシェアリングの全てのプロセスにおける技術・ノウハウ、先行優位性が当社グループの強みになっています。



2 | 各事業の内容

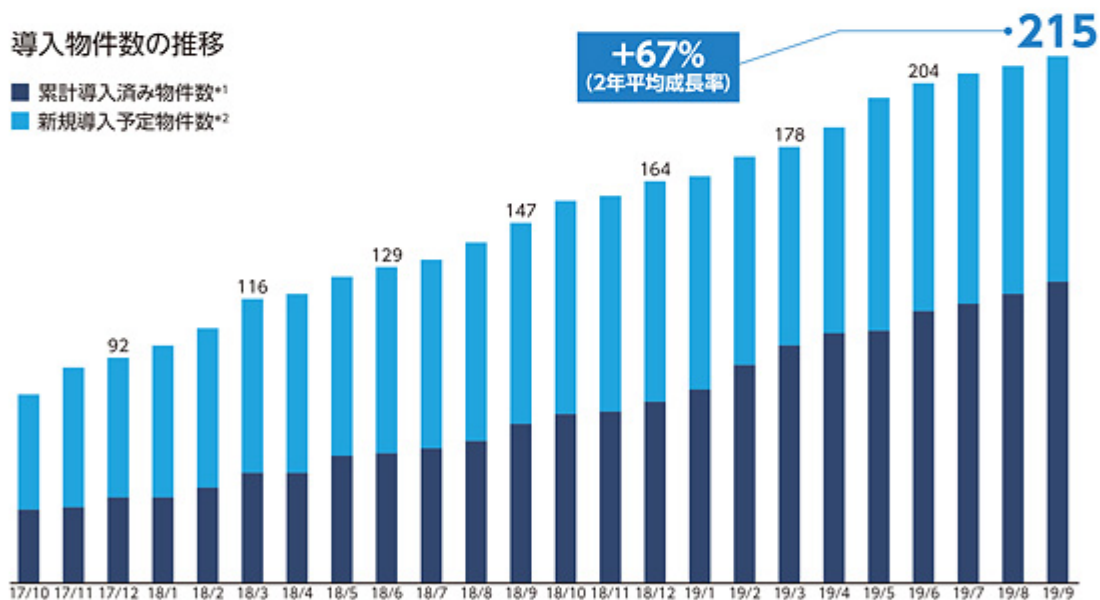
国内IBS事業の概要

国内IBS事業は、これまで携帯キャリア各社が単独で行ってきた屋内携帯インフラの構築を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業になります。全国的に導入が進んでおり、導入物件数及びTenancy Ratio（物件あたり平均参画キャリア数）は右肩上がりで増加しています。導入物件種別についても、商業施設・オフィスビル・ホテル・病院など多様化しています。



導入物件数の推移

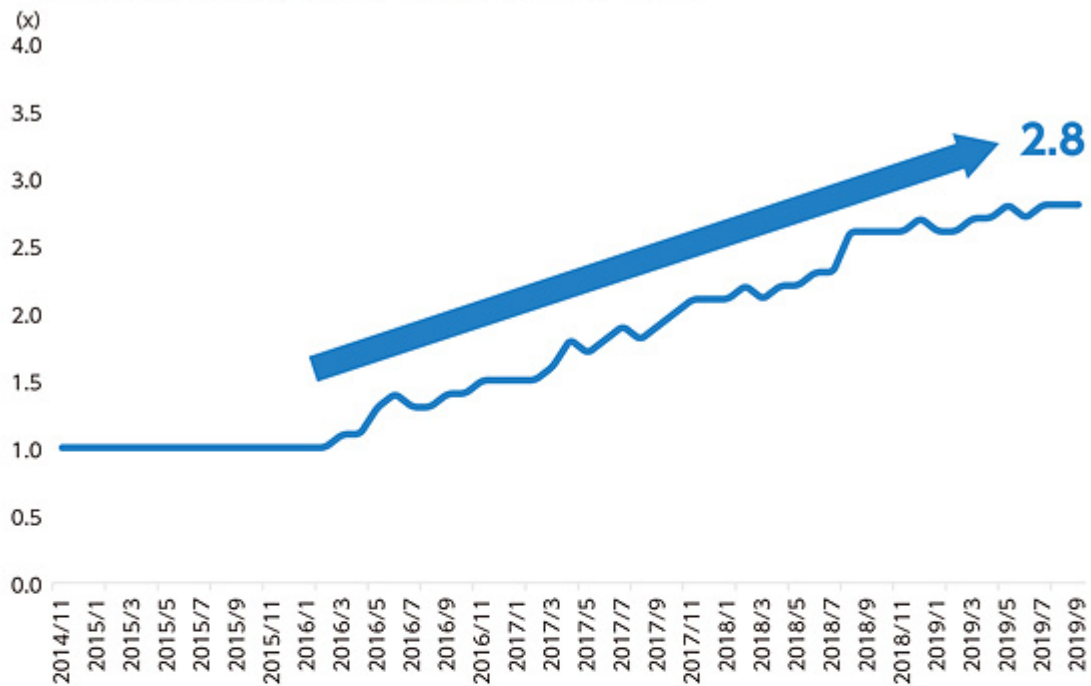
- 累計導入済み物件数*1
- 新規導入予定物件数*2



*1：導入物件における電波発射が完了し売上計上を開始している物件

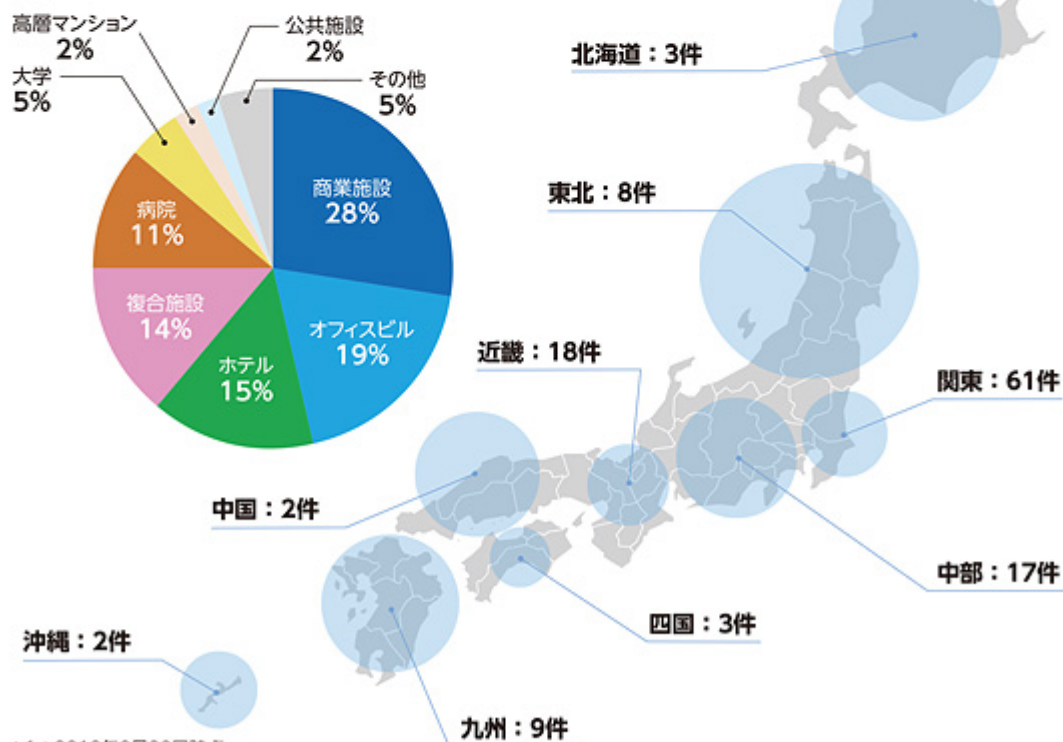
*2：不動産事業者の内話や携帯キャリアからの参画意向を受領し、今後数年以内に電波発射し売上計上することが見込まれている物件

Tenancy Ratio（物件あたり平均参画キャリア数）の推移*1



*1：Tenancy Ratioは累計導入済み物件における数値

導入物件種別と導入エリア*1、2



*1：2019年9月30日時点

*2：累計導入済み物件数における数値

海外IBS事業の概要

国内IBS事業を通じて得られたノウハウを活用し、東南アジアを中心に海外でもIBS事業を展開しています。資本参加や各国における現地パートナーとの連携を通じて、成長市場における事業拡大に取り組んでいます。



*1：2019年9月30日時点

■ その他事業（タワー事業など）の概要

通信インフラシェアリングの付加価値サービスとして、クラウドWi-Fiソリューションや屋上マッチングソリューションであるSITE LOCATORサービス等のソリューション事業を展開しています。また、屋外の鉄塔・ポール等のタワー資産を共用化するタワー事業について、2019年度以降の本格展開に向けて、企画・準備中になります。

今後の成長戦略

■ 通信インフラシェアリングを取り巻く業界動向

5Gの導入

5Gにおいては、利用する周波数帯の特性、またその幅広い用途（IoT等）から、4G以前と比較して膨大な数の基地局が必要になると見込まれています。そのため、設備投資の効率化や基地局設置場所の確保等が大きな課題と考えられています。

新規携帯キャリアの参入

2019年度における新規携帯キャリアの参入により、携帯キャリアがこれまでの3社体制から4社体制に移り、更なる競争の激化が予想されています。

総務省による インフラシェアリング ガイドライン制定

2018年12月に総務省より、「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」が制定され、インフラシェアリングがこれまで以上に重要になる旨言及されています。

通信インフラシェアリングニーズの更なる高まり

■ 国内IBS事業の成長戦略

- 営業・建設人員を中心とした人員体制の強化による**導入物件数の拡大**
- 携帯キャリアとの更なるリレーション強化による**Tenancy Ratio（物件あたり平均参画キャリア数）の向上**
- **5G対応共用装置**の開発により、新規需要の開拓

■ 海外IBS事業の成長戦略

- 事業基盤強化による**更なる物件獲得・携帯キャリアの参画促進**
- 同業事業者からの**既存案件の巻取り**
- 既存進出国以外の国への**M&Aやパートナーリング**による参入

■ その他事業の成長戦略



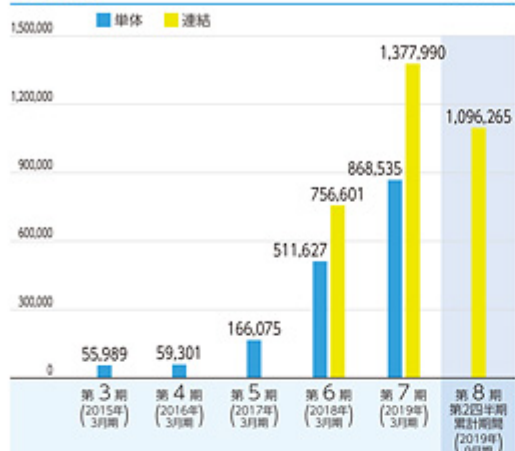
■ NTT持株会社との資本・業務提携について

2019年7月4日にNTT持株会社との資本・業務提携を公表しました。本提携を通じ、NTTグループが保有する設備や、工事・保守及び関連するマネジメント等のノウハウと、当社グループの通信インフラシェアリング分野における知見や営業力・技術力を活用するなど、両社のリソースを組み合わせることで、5Gの効率的な早期エリア展開、通信不感エリアの縮小等にご貢献して参ります。

業績等の推移

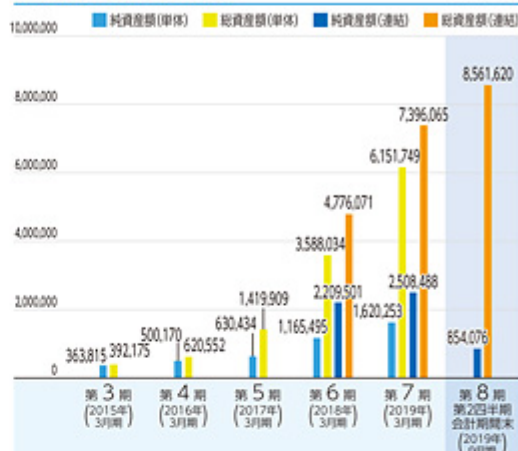
●売上高

(単位:千円)



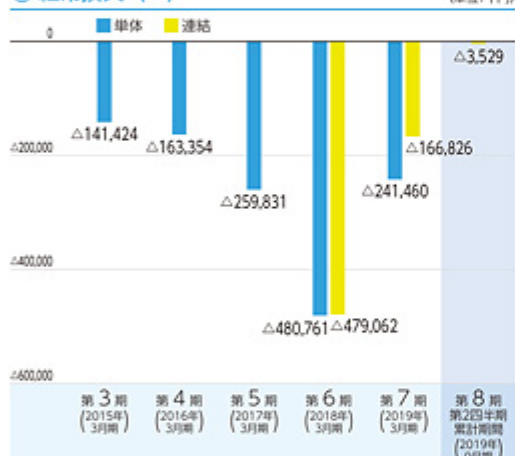
●純資産額/総資産額

(単位:千円)



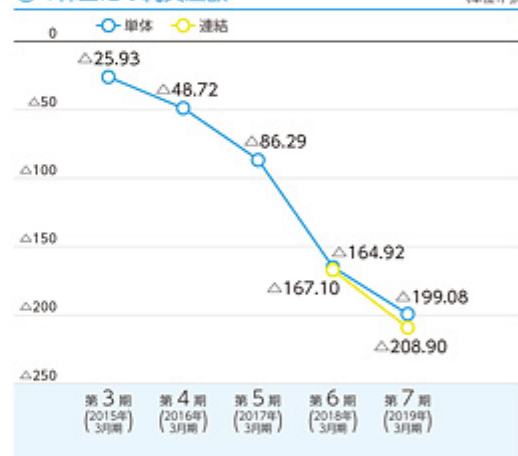
●経常損失 (△)

(単位:千円)



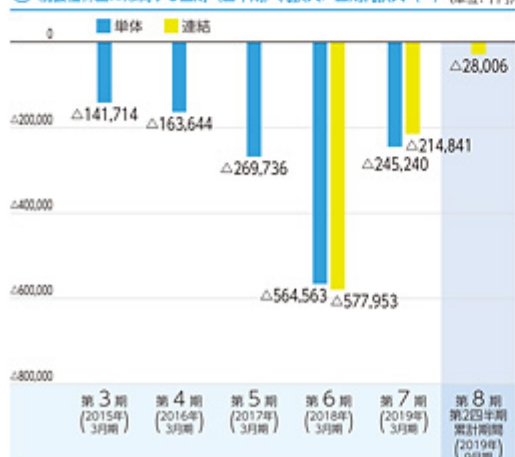
●1株当たり純資産額

(単位:円)



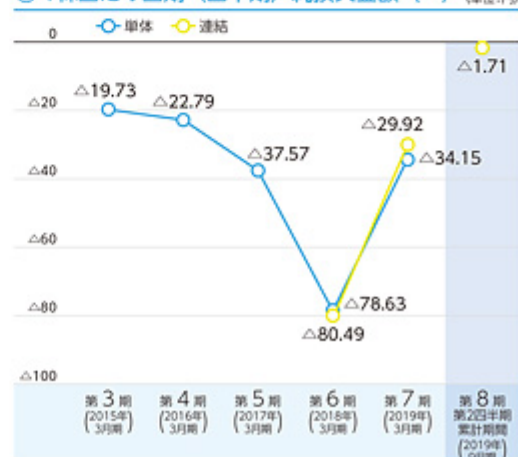
●親会社主に帰属する当期 (四半期) 純損失/当期純損失 (△)

(単位:千円)



●1株当たり当期 (四半期) 純損失金額 (△)

(単位:円)



(*) 当社は、2017年3月31日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期
決算年月		2018年3月	2019年3月
売上高	(千円)	756,601	1,377,990
経常損失()	(千円)	479,062	166,826
親会社株主に帰属する当期純損失 ()	(千円)	577,953	214,841
包括利益	(千円)	581,040	246,394
純資産額	(千円)	2,209,501	2,508,488
総資産額	(千円)	4,776,071	7,396,065
1株当たり純資産額	(円)	167.10	208.90
1株当たり当期純損失金額()	(円)	80.49	29.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	24.1	21.0
自己資本利益率	(%)	50.3	15.9
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	888,733	1,290,217
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,900,246	2,110,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,603,125	570,599
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	2,261,234	2,006,588
従業員数	(人)	69	94
(外、平均臨時雇用者数)		(3)	(22)

(注) 1. 当社は第6期から連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率について、第6期は連結初年度のため期末自己資本に基づいて計算しております。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

8. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	55,989	59,301	166,075	511,627	868,535
経常損失 () (千円)	141,424	163,354	259,831	480,761	241,460
当期純損失 () (千円)	141,714	163,644	269,736	564,563	245,240
資本金 (千円)	301,900	451,900	499,900	1,049,712	1,399,711
発行済株式総数					
普通株式 (株)	17,950	17,950	1,795,000	1,795,000	1,795,000
A種優先株式 (株)	4,287	4,287	428,700	428,700	428,700
B種優先株式 (株)	9,143	9,143	914,300	914,300	914,300
C種優先株式 (株)	-	3,750	375,000	375,000	375,000
D種優先株式 (株)	-	-	200,000	200,000	200,000
E種優先株式 (株)	-	-	-	231,500	378,868
純資産額 (千円)	363,815	500,170	630,434	1,165,495	1,620,253
総資産額 (千円)	392,175	620,552	1,419,909	3,588,034	6,151,749
1株当たり純資産額 (円)	10,375.26	19,491.93	345.19	164.92	199.08
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	7,894.96	9,116.67	150.30	78.63	34.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	92.8	80.6	44.4	32.5	26.3
自己資本利益率 (%)	60.4	37.9	47.7	62.9	17.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	13	18	24	33	45
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(1)	(4)	(19)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。

7. 当社は、2017年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2017年3月31日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。また、2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

8. 当社は、2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、

C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月13日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

9. 当社は、2017年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2017年3月31日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 （円）	25.93	48.72	86.29	164.92	199.08
1株当たり当期純損失金額 （円）	19.73	22.79	37.57	78.63	34.15
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 （円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	- （-）	- （-）	- （-）	- （-）	- （-）

2 【沿革】

年月	事項
2012年 6 月	東京都渋谷区において、株式会社 J T O W E R を設立
2014年 9 月	国内 IBS 事業において商用サービスを開始
2016年 5 月	国内 IBS 事業において、初めて携帯キャリア 3 社参画のサービス開始
2016年10月	本社を東京都港区に移転
	ミャンマーにおいて現地会社と合併で GNJT Solutions Co., Ltd. を設立
2017年 6 月	大阪府大阪市に大阪オフィスを新設
2017年 7 月	SITE LOCATOR サービスの商用サービスを開始
	東南アジアにおける事業展開拡大のために、ベトナム最大の IBS 事業会社 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company の株式を取得 (連結子会社)
2018年 6 月	東京都港区に東京第 2 オフィスを新設
2018年 7 月	シンガポール中間法人である VIBS PTE. LTD. の普通株式を追加取得することで、Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company の 99.9% 議決権を取得 (連結子会社)
2018年10月	屋外の通信インフラシェアリングを行うタワー事業への参入を表明
	クラウド Wi-Fi ソリューションを展開する株式会社ナビックの株式を取得 (連結子会社)
2019年 1 月	edotco Group Sdn Bhd との戦略的事業提携を実施
2019年 3 月	GNI Myanmar Co., Ltd. への出資を行い、持分法適用会社化
2019年 7 月	日本電信電話株式会社と資本・業務提携を実施
2019年 7 月	東京都港区の本社を増床し、東京第 2 オフィスを本社へ移転
2019年 7 月	シンガポール中間法人である VIBS PTE. LTD. の優先株式及び普通株式を追加取得することで、Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company の 100% 持分を取得 (連結子会社)

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループは、当社及び連結子会社3社、持分法適用会社1社、その他の関係会社1社で構成され、通信インフラシェアリング事業を行っております。当社グループは「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物、電源、ファイバー等の設備投資を当社グループで一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。従来は、各社毎に行われていた設備投資を一度で済ませることが可能となるため、対策にかかる設備投資や作業工程を大幅に削減することが可能となります。

(2) 事業別の主な内容

当社グループは、主として国内における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「国内IBS事業（注1）」とする）、海外における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「海外IBS事業」とする）、屋外の鉄塔等の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「タワー事業（注2）」とする）、それらに関連する付加価値ソリューション事業（以下、「ソリューション事業」とする）を展開しております。なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメントを分類せずに記載しております。当社グループの事業別の主な内容は以下のとおりです。

（注）1．IBS：In-Building-Solutionの略称であり、商業施設やオフィスビル等の大型施設内のアンテナ、配線、中継装置等の携帯インフラを、当社グループが共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアへシェアリングを行う事業のことをいいます。

2．同事業は、本書提出日現在において事業の本格展開の準備を行っている段階であります。

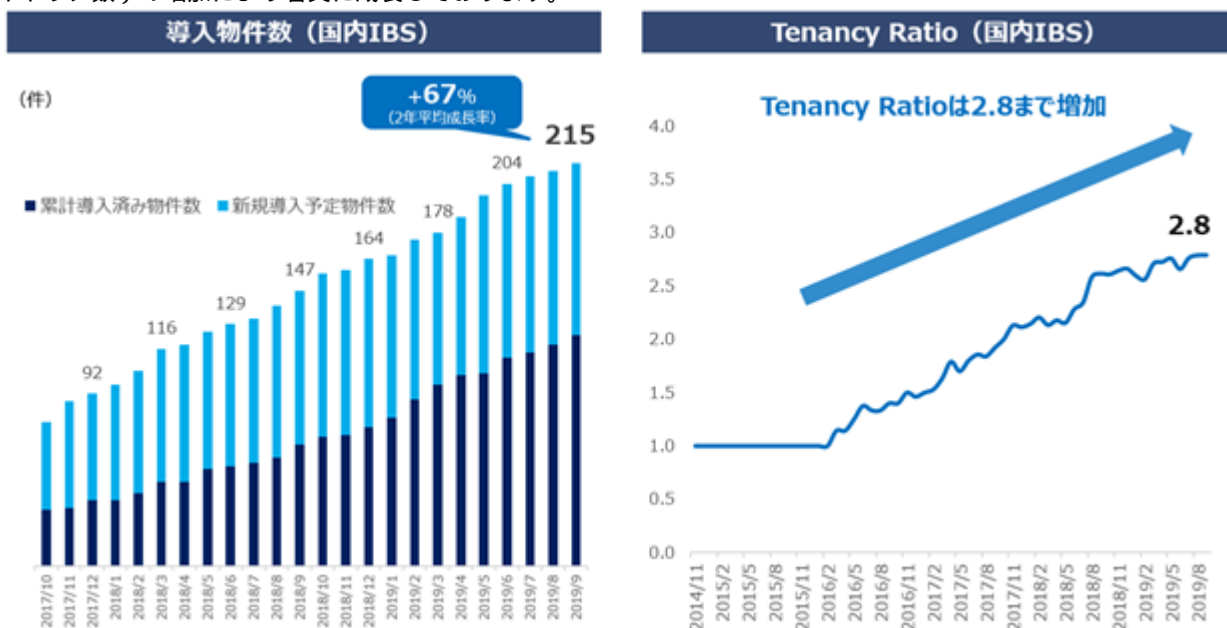
国内IBS事業

国内IBS事業は、これまで日本において携帯キャリア各社がそれぞれ単独で行ってきた屋内携帯インフラの設備投資を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業となります。当ソリューションは、不動産事業者にとっては設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等、携帯キャリアにとっては、設備投資・運用費用の削減等、携帯電話ユーザーにとっては、屋内携帯電波環境整備による満足度向上等のメリットを提供しています。

当社は、各携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当社の収入は、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから受領する利用料が主な収入となっております。

当社のこれまでの成長

国内IBS事業は、2014年9月の商用サービス開始以来、導入物件数の増加、Tenancy Ratio（物件当たり平均参画キャリア数）の増加により着実に成長しております。



（注）1．累計導入済み物件：導入物件における電波発射が完了し売上計上を開始している物件

2．新規導入予定物件：不動産事業者の内諾や携帯キャリアからの参画意向を受領し、今後数年以内に電波発射し売上計上することが見込まれている物件

3．Tenancy Ratioは累計導入済み物件における数値

導入物件の種類と導入エリア

導入物件については、商業施設・オフィスビルを中心に、大手不動産事業者を含む多くの不動産事業者での採用が進み、商業施設・オフィスビル以外にも、病院、大学、高層マンション、ホテル、公共施設、展示場等、幅広い種類の施設で導入が広がってきております。また、エリアについても日本全国の各地方で導入がなされております。

海外IBS事業

海外IBS事業として、IBS事業を海外でも展開しており、主な展開国はベトナム、ミャンマーとなっております。ベトナムにおいては、2017年7月に同国最大手のIBS事業者Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを株式取得により連結子会社化し、累計導入済み物件数は2019年9月末時点で145物件となっております。ミャンマーにおいては、2016年10月より事業開始し、持分法適用会社であるGNI Myanmar Co., Ltd.で事業運営を行っており、累計導入済み物件数は、2019年9月末時点で5物件となっております。また、2019年1月には、マレーシア最大手の通信インフラシェアリング事業者のedotco Group Sdn BhdとIBS事業展開に関する戦略的提携を発表しており、マレーシアで協業の取り組みを推進しております。同国進出にあたり、第8期連結会計年度第2四半期に現地に子会社を設立し、本格立ち上げに向け体制構築を行っております。

タワー事業

日本国内における5Gに係る基地局設備投資需要の拡大、第4の携帯キャリアの参入を受け、通信インフラシェアリング事業を屋内だけでなく、屋外でも提供するために、2018年10月にタワー事業への参入を発表しました。タワー事業は、携帯キャリアが屋外での基地局整備において建設する鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ・電源・ファイバー等について携帯キャリア向けにシェアリングを行う事業となります。2019年9月末時点では、本格展開開始に向けて、各携帯キャリアとの協議を行っている状況です。

ソリューション事業

通信インフラシェアリング事業を提供するうえで、更なる付加価値を提供するためのソリューション強化にも努めており、以下のサービスを展開しております。

(a)クラウドWi-Fiソリューション

国内IBS事業において、不動産事業者への更なる付加価値を提供するためのソリューションとして、不動産事業者に対してクラウドWi-Fiソリューションを提供しております。国内IBS事業の提供先である不動産事業者のニーズに応え、Wi-Fiソリューションを安定的に提供する体制を構築するために、2018年10月にクラウドWi-Fiソリューションを提供する株式会社ナビックを連結子会社化し、体制強化を図りました。クラウドWi-Fiソリューションでは、設備数が多く長い構築期間を要する旧来型のコントローラ・監視サーバによるWi-Fiではなく、クラウドマネジメントシステムにより、低コストかつ短納期で導入が可能で、遠隔監視による運用管理が可能なシステムを提供しております。

(b)SITE LOCATORサービス

当社で開発したシステムである、屋上への基地局設置許可を得た不動産事業者情報を集約するデータベース「SITE LOCATOR」を活用して、屋上の遊休スペースの収益化ニーズを有する不動産事業者と、屋上への基地局設置ニーズを有する携帯キャリアをマッチングするサービスを展開しております。不動産事業者に対しては、効率的・能動的な屋上の有効活用、携帯キャリアに対しては、これまで時間・コストを要していた置局（基地局設置）業務の効率化等のメリットを提供しております。

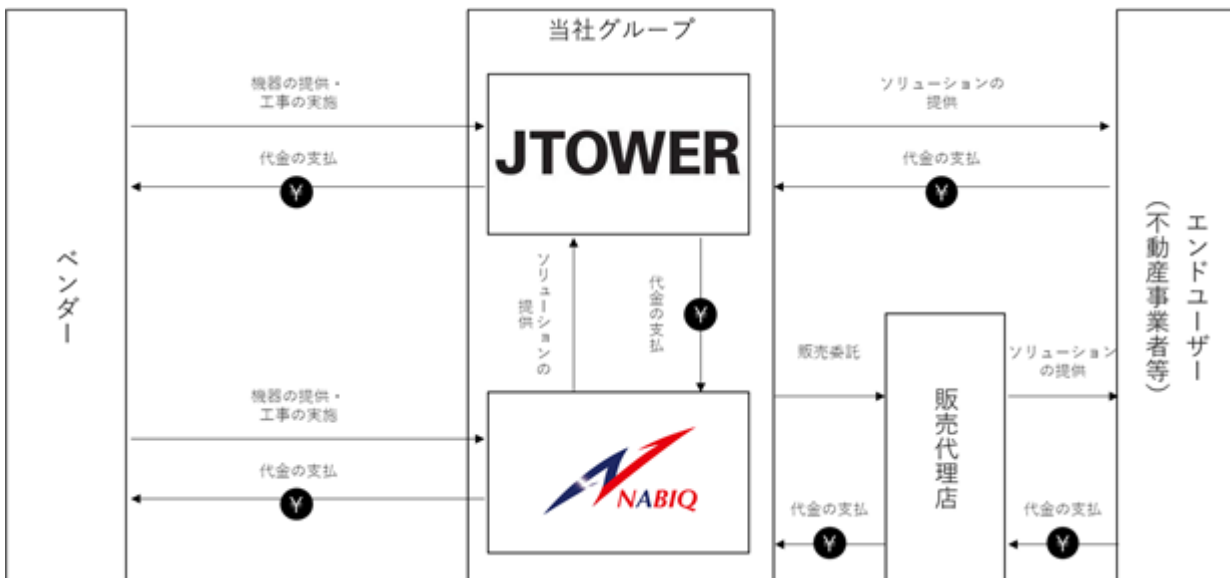
〔事業系統図〕

(1) 国内IBS事業・海外IBS事業



(注) ¥が付いている矢印は、金銭の流れを示しております。

(2) ソリューション事業



(注) 1. ¥が付いている矢印は、金銭の流れを示しております。

2. SITE LOCATORサービスは、連結業績に与える影響が僅少であるため、事業系統図への記載を省略しております。

(3) タワー事業

タワー事業は、事業本格展開の準備段階であるため、事業系統図への記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容(注)5	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company (注)1,2,3	ベトナム、 ホーチミン市	167,620	海外IBS事業	100.0 (100.0)	役員の兼任3名
株式会社ナビック	東京都千代田区	300,097	ソリューション 事業(クラウド Wi-Fiソリュー ション)	53.0	役員の兼任1名、 Wi-Fi関連機器等の仕入
VIBS PTE.LTD. (注)1,6	シンガポール	1,232,200	海外IBS事業 (中間持株会 社)	99.9	役員の兼任3名
Vietnam Infrastructure Holding Ltd. (注)1,2,4	イギリス領バー ジン諸島	1,124,992	海外IBS事業 (中間持株会 社)	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. (注)1,2,4	ベトナム、 ダナン市	2,187,586	海外IBS事業 (中間持株会 社)	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
(持分法適用関連会社) GNI Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー、 ヤンゴン	120,793	海外IBS事業	49.0	役員の兼任3名、 コンサルティングフィーの 受取

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	455,278千円
	(2)経常利益	141,438千円
	(3)当期純利益	112,841千円
	(4)純資産額	791,122千円
	(5)総資産額	941,819千円

4. 重要性が乏しくなったため、第8期第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。同2社については、清算を予定しております。

5. 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、事業別の内容を記載していません。

6. 同社が発行する普通株式2,500,000株のうち、当社が2,499,999株を所有していることから99.9%と記載してあります。なお、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおり、2019年7月31日付で同社が発行する優先株式の全て及び普通株式1株の追加取得を行い、同社を完全子会社としております。

7. 2019年7月4日付で、日本電信電話株式会社(資本金937,950,000千円、議決権の被所有割合22.2%)がその他の関係会社となりました。同社とは、役員の兼任1名の関係を有しております。同社は有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(人)
100 (29)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50 (21)	38.0	2.6	6,997

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

連結子会社であるSouthern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyにおいて労働組合を設置しており、労使関係は円満に推移しております。

また、当社及び上記を除く連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営方針

当社グループは、「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」を企業ビジョンとして、「つながる」社会を目指すことで、すべてはより良い社会のために、より快適な明日の実現に貢献してまいります。

（2）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、導入物件数を重要指標としております。また、国内外において、自社で共用設備を導入し、各社にシェアリングを行うソリューションを提供しており設備投資を要するビジネスであることから、EBITDA（注1）の成長を通じて企業価値の向上を図ってまいります。

（注）1．EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却額+長期前払費用償却額

（3）経営環境

国内において、2019年4月に5G（3.7GHz帯、4.5GHz帯及び28GHz帯）の周波数の各携帯キャリアへの割当が実施され、2020年度以降5Gに係る設備投資の本格化が予定されていることや、第4の携帯キャリアの市場参入、携帯電話料金の見直しに関する議論の活発化等、携帯キャリアの設備投資効率化ニーズが高まっております。2018年12月には、総務省より「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」が公表され、5Gの基地局整備においてインフラシェアリングの活用がこれまで以上に重要になることが言及されております。また、海外においても、新興国を中心に、新規大型施設の開発が進んでおり屋内インフラシェアリングの必要性も高まっております。こうした経営環境を踏まえ、当社グループとしては、より一層のインフラシェアリングの拡大・浸透を推進してまいりたいと考えております。

（4）中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、以下の強みを背景に中長期的な経営戦略を立案しております。

（当社グループの強み）

市場を創出し、市場拡大を牽引する通信インフラシェアリングのパイオニア

当社グループは、携帯キャリアや不動産事業者とのリレーションを構築し、これまで一般的ではなかった通信インフラシェアリングを国内で実現し、通信インフラシェアリングのパイオニアとして事業を拡大してまいりました。また、ベトナム、ミャンマーをはじめとする海外においても、開発物件が豊富であることから、建物内の携帯電波対策におけるインフラシェアリングのニーズは高く、国内での通信インフラシェアリングのノウハウを活かし、海外でも通信インフラシェアリング事業の展開を強化しております。

さらに、国内において、屋内通信インフラシェアリングだけではなく、屋外の鉄塔・ポール等のタワーの携帯キャリア各社へのシェアリング事業（タワー事業）にも先駆者として参入を表明しております。

高い成長性及び収益性を実現するビジネスモデル

当社グループは、国内外において高い成長性及び収益性を実現しています。当社グループの売上高は、2019年3月期に1,377,990千円（前年度82.1%増）と大幅に成長しました。当社グループのEBITDAについても2019年3月期に、168,296千円と通期黒字化を実現し、前連結会計年度比393,768千円増の成長を実現しました。また、当社グループの売上高の大部分は、長期契約に基づくストック収入で、長期安定的に収益を創出可能なビジネスモデルとなっており、今後も継続的に売上高及びEBITDAの高い成長を実現してまいります。

通信業界での豊富な経験を持つ経営陣

創業者で代表取締役社長である田中敦史が率いる当社グループの経営陣は、携帯キャリアなどの創業や経営幹部としての経験を有するメンバーを中心に構成されています。当社グループの経営陣は、携帯キャリアの通信インフラ構築において、主要顧客である携帯キャリアや不動産事業者等のニーズを把握し、最適なソリューションを提供するための豊富な経験を有しております。

（当社グループの経営戦略）

日本における更なる成長

(a)国内でのタワーシェアリングの市場創出・拡大

国内において、5Gの基地局整備に係る設備投資需要、第4の携帯キャリアの参入等の通信市場環境の変化を踏まえ、当社はより一層屋外の基地局設備に係る通信インフラシェアリングニーズが高まるものと判断し、2018年10月にタワー事業への参入を表明しました。

タワー事業においては、国内IBS事業で培った建物内でのインフラシェアリングの知見・実績を活かし、複数の携帯キャリアとタワーシェアリングの実績を作り、国内においてこれまで一般的でなかったタワーシェアリングの市場を創出してまいります。今後、人員採用強化等により事業体制をより強固なものとし、タワーシェアリングの取り組みを一層加速させることで、IBS事業に次ぐ当社グループの成長の柱となる事業として、更なる成長を目指してまいります。

(b)国内における更なる成長

今後の5Gに係る設備投資需要や第4の携帯キャリアの参入を受け、営業や建設人員を中心とした人員体制の強化による導入物件数の更なる拡大と携帯キャリアとの更なるリレーション強化によるTenancy Ratioの向上を目指してまいります。また、2018年10月に、クラウドWi-Fiソリューションを提供する株式会社ナビックを連結子会社とし、屋内携帯インフラ構築だけでなく、Wi-Fiを中心とした、不動産事業者に対する付加価値ソリューションの提供も強化してまいります。

また、国内において、2019年内に「ローカル5G」という5Gを活用した新たな制度化が予定されています。従来は全国を対象にして、パブリックネットワークとして、携帯キャリアへ5G周波数帯域が割当てられていましたが、ローカル5Gではスポット需要に対する基地局免許として、携帯キャリア以外も5G周波数帯域の活用が認められることになりました。パブリックネットワークは、基地局の展開計画の遵守が求められますが、ローカル5Gはそういった制約無しに、どの事業者でも要件を満たせば、周波数が活用できる制度となります。

当社は、プライベートエリアにおいてセキュアな環境で超高速、超低遅延、多数同時接続の機能を有した5Gネットワークの構築が可能なローカル5G制度の意義に共感しており、当社が免許人となり事業者へシステム及び運用管理サービスを提供するビジネスや、事業者が自社で行う免許取得をサポートするビジネスの展開を検討中でありま

海外戦略の更なる強化

(a)既存進出国での成長拡大

ベトナムでは、安定した事業基盤から継続的な事業拡大を目指し、更なる物件獲得、携帯キャリアの参画促進に取り組んだうえで、同国の同業事業者からの既存案件の巻き取りも検討してまいります。ミャンマー及びマレーシアでは、人員体制強化により事業基盤を強化し、成長の加速化を目指してまいります。

(b)新規エリアへの展開

上記の既存進出国以外でも、携帯キャリアの事業者数が一定以上であることやシェア確保が見込めるエリアについては、M&Aやパートナーリングによる参入を検討してまいります。

（5）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

タワーシェアリング市場の創出と拡大

日本国内におけるタワーシェアリング市場は立ち上げフェーズにあります。当社グループは、これまでのインフラシェアリングの経験・知見を活かし、インフラシェアリングのパイオニアとして、タワーシェアリング市場においても、シェアリングの実績を拡大していくことで、市場を牽引する立場であり続けることが当社グループの成長においても重要であると考えております。

導入物件数の継続的な拡大

当社グループにおいて、重要な経営評価指標である導入物件数を継続的に拡大していくことは、当社グループが今後も高い成長率を持続していくために重要な取り組みとなります。現在の主な対象物件である新築の物件だけでなく、既設物件のリプレイス需要や新たな物件種別での需要等も捕捉していくことで、導入物件数を拡大してまいります。

顧客ニーズ充足を意識した付加価値ソリューションの強化

当社グループは、通信インフラシェアリングにおいて、提供先の顧客のニーズを更に充足するために、クラウドWi-FiソリューションやSITE LOCATORサービスを提供しています。事業環境の変化のなかで多様化する顧客ニーズを的確に捉え、このような付加価値ソリューションの提供をさらに強化していくとともに、新たなソリューションの提供にも継続的に取り組んでまいります。

人材の確保・育成

当社グループが、今後さらなる成長をしていくためには、専門スキル及びノウハウをもった優秀な人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動強化の施策により、積極的な採用活動を行っていくとともに、人事制度、研修制度の充実等により従業員が中長期で働きやすい環境の整備も実施してまいります。

内部管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境の変化及び事業の継続的な発展に伴い、業務運営の効率化、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのための方策の1つとして、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると考えております。そのため、内部統制システムの継続的な整備、改善を行い、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の強化に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループは、本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、事業展開上のリスク及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスク要因として、以下の記載事項を認識しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避と予防に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが入手可能な情報に基づき判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）事業環境に関するリスク

・競合他社の動向について

当社グループが展開する通信インフラシェアリング事業が提供するソリューションは、従来は携帯キャリア各社が個別に対応する必要のあった設備投資を一本化し、不動産事業者に対しては設備の簡素化等のメリット、携帯キャリアに対しては設備投資・運用費用の削減等のメリットを提供するものであります。当事業は、通信インフラの一端を担うという自負のもと着実に導入実績を積み重ね、携帯キャリアや不動産事業者をはじめとした関係各社から相応の評価を得ております。しかしながら、当社グループを超える営業力、価格競争力、品質、ブランド力等を有した競合他社が参入した場合、当社グループの優位性が損なわれ、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・技術革新について

当社グループが展開する主な事業は、技術革新の進展が早い情報通信産業に関連しております。今後、当社グループが現在展開する事業が適合しない新たな技術革新や市場動向が生じ、かつ、当社グループが当該状況に適合した技術やサービスを提供するような事業を展開することが出来ない場合、当社グループの事業は市場からの需要を喪失し、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・新規事業について

当社グループは現在までの事業活動を通して培ったノウハウを生かし、更なる成長を目指してタワー事業やソリューション事業等の関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定です。新規事業展開にあたっては慎重な検討を重ねたうえで取り組んでまいりますが、当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・システムトラブルへの対応について

当社グループが展開する通信インフラシェアリング事業は、システムを利用して24時間365日体制で設備が有効に機能していることを監視し、有事の際は迅速な対応をすることで安定的な通信インフラの供給に貢献しております。当社グループは、システム強化やセキュリティ強化に取り組んでおりますが、自然災害、ウィルスによる不正アクセス、人為的なミスを含めた事故の発生等に起因したシステムトラブルの発生により重大な被害が生じた場合には、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・特定の調達先への依存について

当社グループは、当社グループの定める品質テストに合格することができる高い技術を有していること等を勘案して調達先を選定しており、共用装置に関し特定の調達先からの仕入構成比が比較的高くなっております。特定の調達先へ過度に依存しない体制を構築してまいりますが、大口調達先の事業活動の状況に重大な変化や倒産等が生じた場合は、当社グループのサービスの提供に影響を及ぼす可能性があります。

・固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、機械装置やのれんを中心とした固定資産を保有しており、連結財務諸表に占める金額の重要性は相当程度高い状態にあります。機械装置は通信インフラシェアリング事業に関する設備であり、のれんは当社が戦略的に事業拡大を図っていくために新規に子会社株式を取得して連結子会社化したことにより発生しております。今後、各事業や連結子会社の収益性が悪化する要因が発生した場合又は市場環境が著しく悪化した場合等には、減損損失を計上する可能性があり、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・海外事業展開について

当社グループは、海外への事業展開にも取り組んでおり、ベトナム及びミャンマーに連結子会社及び持分法適用関連会社を有しております。各地域における売上・費用・資産・負債等の現地通貨建の項目は、連結財務諸表作成のために円換算されることから、連結財務諸表数値は為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。ま

た、これら海外関係会社が所在している国の政治・経済・社会情勢の影響により、事業遂行の不能等のカントリーリスクが顕在化する可能性があります。

・自然災害等について

地震、台風、津波等の大規模な自然災害が発生した場合、自社保有資産の復旧等、多額の費用が発生し、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの運用設備に被害が発生した場合、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、かかる場合、当社グループの信頼性やブランドイメージが毀損されることにより、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・日本電信電話株式会社との資本・業務提携について

日本電信電話株式会社は、本書提出日現在、当社発行済株式総数の22.2%を保有するその他の関係会社であり、当社は持分法適用関連会社として日本電信電話株式会社のグループに属しています。また、日本電信電話株式会社においては、当社の株式公開後においても、関係を維持するために必要となる当社株式を継続的に所有する方針であります。

当社は社外取締役として通信業界の豊富な知見と経験を有する三笥博幸を同社から招聘しておりますが、出向者の受入れ等その他の人的関係はありません。同社が当社の株式を取得する以前から、当社と同社グループの間で当社通信インフラシェアリングソリューションの利用に係る取引を行っており、当該取引は今後も継続する方針であります。

日本電信電話株式会社とは事業領域が異なり、それぞれ独立した組織で経営を行っていますが、将来的に両者のサービスまたは製品が競合する状況が生じた場合には、当社グループの事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制に関するリスク

・優秀な人材の獲得・育成について

当社グループは、今後の企業規模の拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定ですが、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・特定の人物への依存

当社代表取締役社長である田中敦史は、当社の創業者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、同氏に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・内部管理体制について

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ですが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

・機密情報に係る管理について

当社グループは、取引先の建設計画や事業の方針に関する機密性の高い情報を取得する場合があります。取引先との機密情報の授受においては、秘密保持契約を締結することを徹底し、当社グループ内においてその遵守を含めた情報管理の取組みに関する周知徹底を図っておりますが、今後、コンピュータへの不正アクセスによる情報流出や犯罪行為による情報漏洩などによって問題が発生した場合には、当社グループの信用失墜や費用負担増により、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

・訴訟等について

当社グループにおいては、現在まで訴訟を提訴される等の問題を生じたこと及びその逆に訴訟を提訴したことはありません。しかしながら、当社グループが事業活動を行うなかで、顧客等から当社グループが提供するサービスの不備、個人情報の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が毀損され事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・事業に関連する法規制について

当社グループの事業は、電気通信事業法及び建設業法等、日本及び諸外国において、様々な法律及び規制に服しております。また、当社海外子会社の所在する新興国においては比較的最近に法整備がなされており、規制当局や行政機関の規制変更等によって、当社グループの法令遵守のための負担がより増加する可能性があります。これらの法律を遵守することを経営の前提として運営しておりますが、将来において予期せぬ法規制の変更、行政の運営方法の変更などが生じた場合、新たな対応コストが発生し、当社グループの事業展開や経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

- (4) その他

- ・社歴が浅いことについて

当社は2012年6月に設立されており、設立後の経過期間は7年程度と社歴の浅い会社であります。したがって、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

- ・営業損失を計上していることについて

当社グループが提供する通信インフラシェアリング事業は、開発費用の支出、営業及び建設人員の採用等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当社は創業以来営業赤字を継続して計上しております。今後も「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンのもと、より多くの実績拡大を目指し、営業及び建設人員等の優秀な人材の採用・育成を計画的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のための導入実績の拡大や広報・PR活動などを効果的に進め、売上高拡大及び収益性の向上に向けた取り組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定通りの採用・育成が進まない場合等には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・公募増資による調達資金使途について

東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資により調達した資金の使途につきましては、主に国内IBS事業及びタワー事業の設備投資資金、並びに借入金返済に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。

- ・配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

今後の配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としておりますが、現時点では今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

- ・税務上の繰越欠損金について

当社グループは、税務上の繰越欠損金を有しており、当社グループの業績が順調に推移することにより、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受ける予定であります。しかし、当社グループの業績の下振れ等により繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合は、課税所得からの控除が受けられなくなります。その場合、課税所得に対して通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員、従業員、社外協力者等に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は793,600株であり、発行済株式総数16,367,472株の4.8%に相当しております。

・ベンチャーキャピタル等の株式所有割合に伴うリスクについて

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の所有割合は本書提出日現在26.7%であります。当社の株式公開後において、当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部または一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は7,396,065千円となり、前連結会計年度末に比べ2,619,994千円増加いたしました。これは主に導入済み物件数の増加に伴い、売掛金が183,827千円、機械装置及び運搬具が1,941,745千円増加したことに加え、株式会社ナビックの連結子会社化によりのれんが178,405千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は4,887,576千円となり、前連結会計年度末に比べ2,321,007千円増加いたしました。これは主に導入済み物件数の増加に伴い、未払金が590,041千円、前受収益及び長期前受収益が合計1,437,329千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は2,508,488千円となり、前連結会計年度末に比べ298,986千円増加いたしました。これは主に第三者割当増資による資本金349,999千円の増加並びに資本準備金349,999千円の増加、親会社株主に帰属する当期純損失214,841千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は8,561,620千円となり、前連結会計年度末に比べ1,165,555千円増加いたしました。これは主に導入済み物件数の増加に伴い、売掛金が903,857千円、機械装置及び運搬具が849,732千円増加した一方、現金及び預金が621,683千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は7,707,543千円となり、前連結会計年度末に比べ2,819,966千円増加いたしました。これは主に導入済み物件数の増加に伴い、前受収益及び長期前受収益が合計2,189,622千円増加したこと、新規借入により短期借入金が1,024,682千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は854,076千円となり、前連結会計年度末に比べ1,654,411千円減少いたしました。これは主にVIBS PTE. LTD.の株式追加取得の実施により非支配株主持分が958,762千円減少したこと、同取引及び繰越利益剰余金の欠損填補等により、資本剰余金が1,658,779千円減少し、利益剰余金が1,020,927千円増加したこと等によるものであります。

経営成績の状況

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度における通信市場は携帯キャリアへの5G周波数の割当、第4の携帯キャリアの市場参入等を受け、設備投資効率化ニーズが高まっており、当社は導入物件数の拡大に向け営業活動及び組織体制強化のための人材採用等に注力いたしました。この結果、国内IBS事業において54物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は97件となりました。

また、東南アジア地域においても、携帯電話ユーザー数の継続的な増加に伴う通信環境整備へのニーズの高まり並びにオフィスビルや商業施設を中心とした不動産市場の成長により、導入物件を順調に増やしております。この結果、海外IBS事業において12物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は141件となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,377,990千円（前年同期比82.1%増）、営業損失169,705千円（前年同期は営業損失474,830千円）、経常損失166,826千円（前年同期は経常損失479,062千円）、親会社株主に帰属する当期純損失214,841千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失577,953千円）となりました。

なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における通信市場は携帯キャリアへの5G周波数の割当、第4の携帯キャリアの市場参入等を受け、設備投資効率化ニーズが高まっており、当社は導入物件数の拡大に向け営業活動及び組織体制強化のための人材採用等に注力いたしました。この結果、第2四半期連結累計期間において、国内IBS事業において26物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は123件となりました。

東南アジア地域においても、携帯電話ユーザー数の継続的な増加に伴う通信環境整備へのニーズの高まり並びにオフィスビルや商業施設を中心とした不動産市場の成長により、導入物件を順調に増やしております。この結果、海外IBS事業において海外において4物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は145件となりました。

また、更なる企業価値の向上に向けて、新規事業であるタワー事業の立ち上げ強化、グローバル展開体制の強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高1,096,265千円、営業利益10,913千円、経常損失3,529千円、親会社株主に帰属する四半期純損失28,006千円となりました。

なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ254,646千円減少し、2,006,588千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,290,217千円（同45.2%増）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失166,826千円の計上、前受収益の増加額1,437,496千円、減価償却費300,118千円の計上等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,110,482千円（同11.1%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,775,827千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は570,599千円（同78.1%減）となりました。これは主に、株式の発行による収入697,548千円、セール・アンド・リースバックによる収入145,518千円等があった一方、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出158,281千円等によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ1,177,368千円減少し、829,219千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は1,677,554千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失10,181千円の計上、前受収益の増加2,190,089千円、減価償却費274,177千円の計上等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果使用した資金は2,200,294千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,616,788千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果使用した資金は646,937千円となりました。これは主に、短期借入金の純増加による収入1,024,874千円があった一方、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出1,604,929千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
国内IBS事業 (千円)	863,537	69.3
海外IBS事業 (千円)	455,278	85.8
ソリューション事業 (千円)	59,174	3,694.2
合計 (千円)	1,377,990	82.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、ソリューション事業において株式会社ナビックを連結子会社化したこと等によるものであります。

3. 最近2連結会計年度及び第8期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第8期第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTドコモ	81,711	10.8	235,346	17.1	199,434	18.2
ソフトバンク株式会社	104,397	13.8	275,197	20.0	198,714	18.1
KDDI株式会社	62,700	8.3	195,296	14.2	181,214	16.5
UQコミュニケーションズ株式会社	394	0.1	62,729	4.6	137,130	12.5
MobiFone service company region 2	94,626	12.5	141,971	10.3	55,789	5.1
KDDIエンジニアリング株式会社	195,348	25.8	27,924	2.0	-	-

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

経営成績の分析

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

a. 売上高

当連結会計年度における売上高は1,377,990千円（前年同期比82.1%増）となりました。これは主に、営業活動の強化に努めた結果、国内IBS事業において54物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は97件となったこと、海外IBS事業において12物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は141件となったことによります。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度における売上原価は730,595千円（前年同期比24.3%増）となりました。これは主に、当社の有形固定資産の減価償却方法の変更により減価償却費が減少した一方、導入済み物件数の増加により、運用物件に係る減価償却費及び運用保守費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は647,394千円（前年同期比282.9%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は817,100千円（前年同期比26.9%増）となりました。これは主に、事業の拡大に伴う人員の増加による給与等の支払いが増加したことによるものであります。この結果、営業損失は169,705千円（前年同期比305,124千円の減少）となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常損益

当連結会計年度において、営業外収益が18,747千円、営業外費用が15,869千円発生しております。この結果、経常損失は166,826千円（前年同期比312,235千円の減少）となりました。

e. 特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度において、非支配株主に帰属する当期純利益が15,348千円発生しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は214,841千円（前年同期比363,111千円の減少）となりました。

f. EBITDA

当連結会計年度において、EBITDAは168,296千円（前年同期比393,768千円の増加）となりました。これは主に、国内IBS事業及び海外IBS事業における導入済み物件数の増加によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

a. 売上高

当第2四半期連結累計期間における売上高は1,096,265千円となりました。これは主に、営業活動の強化に努めた結果、国内IBS事業において26物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は123件となったこと、海外IBS事業において4物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は145件となったことによります。

b. 売上原価、売上総利益

当第2四半期連結累計期間における売上原価は528,593千円となりました。これは主に、導入済み物件数の増加により、運用物件に係る減価償却費及び運用保守費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は567,672千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は556,758千円となりました。これは主に、事業の拡大に伴う人員の増加による給与等の支払いが増加したことによるものであります。この結果、営業利益が黒字化し、営業利益は10,913千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常損益

当第2四半期連結累計期間において、営業外収益が11,216千円、営業外費用が25,659千円発生しております。この結果、経常損失は3,529千円となりました。

e. 特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する四半期純損益

当第2四半期連結累計期間において、非支配株主に帰属する四半期純利益が2,032千円発生しております。この結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は28,006千円となりました。

f . EBITDA

当第 2 四半期連結累計期間において、EBITDAは312,936千円となりました。これは主に、国内IBS事業及び海外IBS事業における導入済み物件数の増加によるものであります。

財政状態の分析

第 7 期連結会計年度における財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第 2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

これらのリスクに対して継続的にモニタリングを行って現状把握に努めるとともに、平時から対応策を検討し、リスクの最小化・分散化を図っていきます。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

a . 資本の財源

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、通信インフラシェアリング事業の設備導入に係る設備投資並びに販売費及び一般管理費等の営業活動に必要な運転資金が主なものであります。これらの資金需要に対する資金財源は、手持資金、営業キャッシュ・フロー及び金融機関からの借入により必要とする資金を調達しております。なお、当面の資金繰りのための資金は十分に確保していると判断しております。

b . 資金の流動性に関する分析

月次での資金計画などにより資金管理に努めており、また、当座貸越契約等により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保しております。

経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第 2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンの下、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた設備投資を当社グループで一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。これは、従来は各社毎に行われていた設備投資を一つにまとめることで、不動産事業者に対して、設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等のメリット、携帯キャリアに対して、設備投資・運用費用の削減等のメリット、ひいては、携帯電話ユーザーの利便性向上を実現することで、全てのステークホルダーに価値を提供することが、当社グループが事業を行う最大の目的であることを意味しております。

当社グループがこの企業ビジョンの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第 2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者が常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していく必要があると認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
日本電信電話株式会社	2019年7月4日	1年間 (自動更新)	通信インフラシェアリング事業及びその他事業 についての業務提携

5【研究開発活動】

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、携帯キャリアのニーズに応える通信環境を整備するために、新たに割り当てられた周波数帯域に対応した共用装置の開発を実施しております。2019年4月に5Gにおける新周波数帯域の携帯キャリアへの割当がなされており、当社グループは、5Gに対応した共用装置の開発にも取り組んでまいります。当連結会計年度においては、前連結会計年度から継続して開発を行っていた800MHz、900MHz、1.5GHz、1.7GHz、2.1GHzの5つの周波数帯に対応した共用装置の開発が完了しました。

この結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は、7,248千円となりました。

なお、当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社グループは、携帯キャリアのニーズに応える通信環境を整備するために、新たに割り当てられた周波数帯域に対応した共用装置の開発を実施しております。2019年4月に5Gにおける新周波数帯域の携帯キャリアへの割当がなされており、当社グループは、5Gに対応した共用装置の開発にも取り組んでまいります。

2019年9月末時点では5Gに対応した共用装置等の具体的な開発の準備段階であることから、当第2四半期連結累計期間において研究開発費の該当はありません。

なお、当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,441,338千円であり、その主なものは、当社及び子会社における屋内無線通信設備等への投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第8期第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第2四半期連結累計期間に実施した設備投資の総額は1,297,908千円であり、その主なものは、当社及び子会社における屋内無線通信設備等への投資であります。

なお、第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		機械装置及び運搬具 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社(東京都港区)、他	事務所設備、屋内無線通信設備等	2,517,648	541,114	195,545	7,758	3,262,066	45 (17)

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			機械装置及び運搬具 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社ナビック	本社 (東京都千代田区)	事務所設備	-	-	-	14,443	14,443	10 (3)

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			機械装置及び運搬具 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	本社、他 (ベトナム、ホーチミン市)	事務所設備、屋内無線通信設備等	299,698	-	68,845	2,938	371,482	39 (2)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、建物附属設備、工具、器具及び備品及びソフトウェアであります。

2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3. 事務所、屋内無線通信設備の設置に係る建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は40,631千円です。

4. 現在休止中の設備はありません。

5. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

6. 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(2019年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	本社(東京都港区)他	屋内及び 屋外無線 通信設備 等	8,550,650	1,450,347	自己資金 及び増資 資金	2019年4月	2021年3月	(注) 2.
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	ベトナム、 ホーチミン 市	屋内無線 通信設備 等	226,282	45,830	自己資金	2019年4月	2021年3月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

- (注) 1. 2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月13日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2019年8月13日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月30日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は56,534,700株増加し、64,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,367,472	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	16,367,472	-	-

- (注) 1. 2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月13日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2019年8月13日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は12,275,604株増加し、16,367,472株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1号 (第1回) 新株予約権)

(2013年2月20日開催の臨時株主総会決議に基づく2013年2月20日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1	同左
新株予約権の数 (個)	500	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 50,000 (注) 1	普通株式 200,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	50 (注) 2	12 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2015年2月21日 至 2023年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 12 資本組入額 6 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約書 (以下「新株予約権割当契約」という。) に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号

のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1 号 (第1回) 新株予約権)

(2013年2月20日開催の臨時株主総会決議に基づく2013年2月20日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	社外協力者 1	同左
新株予約権の数 (個)	50	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 5,000 (注) 1	普通株式 20,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	50 (注) 2	12 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2015年2月21日 至 2023年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 12 資本組入額 6 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。) (ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合（ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合）、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記（注）3 に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - A 2号（第1回）新株予約権）

（2013年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく2013年12月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年3月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 9	同左
新株予約権の数（個）	270	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 27,000 （注）1	普通株式 108,000 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	350（注）2	87（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2015年12月26日 至 2023年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 350 資本組入額 175	発行価格 87 資本組入額 44 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a)当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b)当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c)当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 3．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第2回) 新株予約権)
(2013年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく2014年6月25日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 9 社外協力者 1	同左
新株予約権の数 (個)	350	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 35,000 (注) 1	普通株式 140,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	350 (注) 2	87 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2016年6月26日 至 2024年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 350 資本組入額 175	発行価格 87 資本組入額 44 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - B 1号（第1回）新株予約権）
（2014年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく2015年3月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年3月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8	同左
新株予約権の数（個）	250	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 25,000 （注）1	普通株式 100,000 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	437（注）2	109（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2017年3月26日 至 2025年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 437 資本組入額 219	発行価格 109 資本組入額 55 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a)当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b)当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c)当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 3．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第 6 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1 号 (第 2 回) 新株予約権)
(2014年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく2015年7月31日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 3	同左
新株予約権の数 (個)	90	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 9,000 (注) 1	普通株式 36,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	437 (注) 2	109 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2025年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 437 資本組入額 219	発行価格 109 資本組入額 55 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1 号 (第3回) 新株予約権)
(2014年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく2015年11月25日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 4 当社従業員 11	同左
新株予約権の数 (個)	59	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 5,900 (注) 1	普通株式 23,600 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	437 (注) 2	109 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2017年11月26日 至 2025年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 437 資本組入額 219	発行価格 109 資本組入額 55 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。) (ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第 8 回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - C 1 号（第 1 回）新株予約権）
（2016年 3 月 14 日開催の臨時株主総会決議に基づく 2016年 7 月 22 日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年 3 月 31 日）	提出日の前月末現在 （2019年 10 月 31 日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1	同左
新株予約権の数（個）	30	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,000 （注）1	普通株式 12,000 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	800（注）2	200（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2018年 7 月 25 日 至 2026年 7 月 24 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 800 資本組入額 400	発行価格 200 資本組入額 100 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 3．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - C 2 号（第1回）新株予約権）
 （2017年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づく2017年5月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年3月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 12	同左
新株予約権の数（個）	13,400	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 13,400 （注）1	普通株式 53,600 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	800（注）2	200（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2019年5月27日 至 2027年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 800 資本組入額 400	発行価格 200 資本組入額 100 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a)当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b)当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c)当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - D 2 号（第 1 回）新株予約権）
（2017年 3 月 10 日開催の定時株主総会決議に基づく2017年 5 月 26 日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年 3 月 31 日）	提出日の前月末現在 （2019年 10 月 31 日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 8 （注）1	当社従業員 8 （注）1
新株予約権の数（個）	6,300	5,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,300 （注）2	普通株式 23,200 （注）2, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000（注）3	500（注）3, 6
新株予約権の行使期間	自 2019年 5 月 27 日 至 2027年 5 月 26 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 500 資本組入額 250 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 . 付与対象者の監査役の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 8 名となっております。

- 2 . 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 3 . 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

- 4 . 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 . 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号

のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - D 2 号（第 2 回）新株予約権）
（2017年 3 月 10 日開催の定時株主総会決議に基づく2017年 9 月 5 日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年 3 月 31 日）	提出日の前月末現在 （2019年 10 月 31 日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1	同左
新株予約権の数（個）	500	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 500 （注）1	普通株式 2,000 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000（注）2	500（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2019年 9 月 7 日 至 2027年 9 月 6 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 500 資本組入額 250 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 3．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - E 2 号（第 1 回）新株予約権）
（2018年 5 月29日開催の臨時株主総会決議に基づく2018年 5 月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 32 （注）1	当社従業員 30 （注）1
新株予約権の数（個）	10,300	9,700
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,300 （注）2	普通株式 38,800 （注）2, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,750（注）3	1,187（注）3, 6
新株予約権の行使期間	自 2020年 5 月31日 至 2028年 5 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,750 資本組入額 2,375	発行価格 1,187 資本組入額 594 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員30名となっております。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 3．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 4．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれ

それ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合（ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合）、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記（注）4 に準じて決定する。

6. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - E 2 号（第 2 回）新株予約権）
（2018年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく2018年12月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年3月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1	同左
新株予約権の数（個）	4,000	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000 （注）1	普通株式 16,000 （注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,750（注）2	1,187（注）2, 5
新株予約権の行使期間	自 2020年12月15日 至 2028年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,750 資本組入額 2,375	発行価格 1,187 資本組入額 594 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a)当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b)当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c)当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- 3．新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回ストック・オプション（株式会社 J T O W E R - E 2 号（第 3 回）新株予約権）

（2018年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく2019年6月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （2019年3月31日）	提出日の前月末現在 （2019年10月31日）
付与対象者の区分及び人数（名）	-	当社取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）	-	2,900
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	-	普通株式 11,600 （注）1,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	1,187（注）2,5
新株予約権の行使期間	-	自 2021年6月27日 至 2029年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 1,187 資本組入額 594 （注）5
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	（注）4

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる普通株式の1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a)当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b)当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c)当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 3 号 (第 1 回) 新株予約権)

(2019年 8 月13日開催の臨時株主総会決議に基づく2019年 8 月21日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2019年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	-	当社社外監査役 3 当社子会社代表取締役 1 当社子会社取締役 2
新株予約権の数 (個)	-	2,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	-	普通株式 8,800 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	-	1,924 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	-	自 2021年 8 月22日 至 2029年 8 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額 (円)	-	発行価格 1,924 資本組入額 962 (注) 5
新株予約権の行使の条件	-	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要するものと する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注) 4

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を以下に定める算式により調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込価額で普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当てによる場合を含む。) (ただし、新株予約権の行使による場合を除く。) 又は、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額 (転換・取得の目的となる普通株式の 1 株当たりの発行価額をいう。以下同じ。) で当社普通株式に転換もしくは当社普通株式を取得することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、(a) 当社の優先株式が普通株式に転換される場合、(b) 当社の優先株式に対して株式配当がなされる場合、及び、(c) 当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行及びそのストックオプションの行使の結果として普通株式の新規発行又は当社の保有する普通株式の処分がなされる場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

3. 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割 (当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換 (当社が完全子会社になる場合に限る。) 又は株式移転 (以下「組織再編行為」と総称する。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれ

それ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行要項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下に掲げる場合(ないしの場合において、株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会による決定がなされた場合)、当社株主総会が別途定める日に、無償又は株主総会の決定する価額で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社普通株式について、証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された後、いずれの証券取引所等においても取引されなくなることとなる上場廃止又は登録取消等承認の議案が当社株主総会で承認された場合

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定により新株予約権が行使し得なくなった場合

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2014年7月25日 (注) 1	B種優先株式 3,429	普通株式 17,950 A種優先株式 4,287 B種優先株式 3,429	75,009	176,906	75,009	164,906
2014年9月30日 (注) 2	B種優先株式 5,714	普通株式 17,950 A種優先株式 4,287 B種優先株式 9,143	124,993	301,900	124,993	289,900
2015年12月11日 (注) 3	C種優先株式 3,750	普通株式 17,950 A種優先株式 4,287 B種優先株式 9,143 C種優先株式 3,750	150,000	451,900	150,000	439,900
2016年4月22日 (注) 4	D種優先株式 2,000	普通株式 17,950 A種優先株式 4,287 B種優先株式 9,143 C種優先株式 3,750 D種優先株式 2,000	200,000	651,900	200,000	639,900
2017年3月31日 (注) 5、6	普通株式 1,777,050 A種優先株式 424,413 B種優先株式 905,157 C種優先株式 371,250 D種優先株式 198,000	普通株式 1,795,000 A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000	152,000	499,900	152,000	791,901

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年3月30日 (注) 7	E種優先株式 231,500	普通株式 1,795,000 A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 231,500	549,812	1,049,712	549,812	1,341,713
2018年10月12日 (注) 8	E種優先株式 147,368	普通株式 1,795,000 A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 378,868	349,999	1,399,711	349,999	1,691,712
2019年6月26日 (注) 9	-	普通株式 1,795,000 A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 378,868	-	1,399,711	1,471,171	220,541
2019年8月12日 (注) 10,11	普通株式 2,296,868 A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 378,868	普通株式 4,091,868	-	1,399,711	-	220,541

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月30日 (注) 12	普通株式 12,275,604	普通株式 16,367,472	-	1,399,711	-	220,541

- (注) 1. 有償第三者割当
発行価格 43,750円
資本組入額 21,875円
割当先 株式会社産業革新機構 (現株式会社INCJ)、JA三井リース株式会社
2. 有償第三者割当
発行価格 43,750円
資本組入額 21,875円
割当先 三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、DBJ
キャピタル投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合
3. 有償第三者割当
発行価格 80,000円
資本組入額 40,000円
割当先 株式会社産業革新機構 (現株式会社INCJ)、JA三井リース株式会社
4. 有償第三者割当
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
割当先 株式会社産業革新機構 (現株式会社INCJ)
5. 2017年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。
6. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を152,000千円減額し、同額を資本準備金へ振替えたものがあります。
7. 有償第三者割当
発行価格 4,750円
資本組入額 2,375円
割当先 日本郵政キャピタル株式会社、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合
8. 有償第三者割当
発行価格 4,750円
資本組入額 2,375円
割当先 株式会社INCJ、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合
9. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。
10. 2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。
11. 2019年8月13日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 2019年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率を1:4として分割いたしました。

(4) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	10	-	-	6	16	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	91,874	-	-	71,800	163,674	72
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	56.1	-	-	43.9	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,367,400	163,674	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
単元未満株式	普通株式 72	-	-
発行済株式総数	16,367,472	-	-
総株主の議決権	-	163,674	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額
最近連結事業年度における取得自己株式 (2018年4月1日～2019年3月31日)	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 378,868	-

(注) 当社は、2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 428,700 B種優先株式 914,300 C種優先株式 375,000 D種優先株式 200,000 E種優先株式 378,868	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。

3【配当政策】

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

このことから、創業以来配当は行っておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開の財源として利用していく予定であります。

将来的には、収益力の強化や事業の基盤を整備しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を実施する場合、株主総会を決定機関として年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

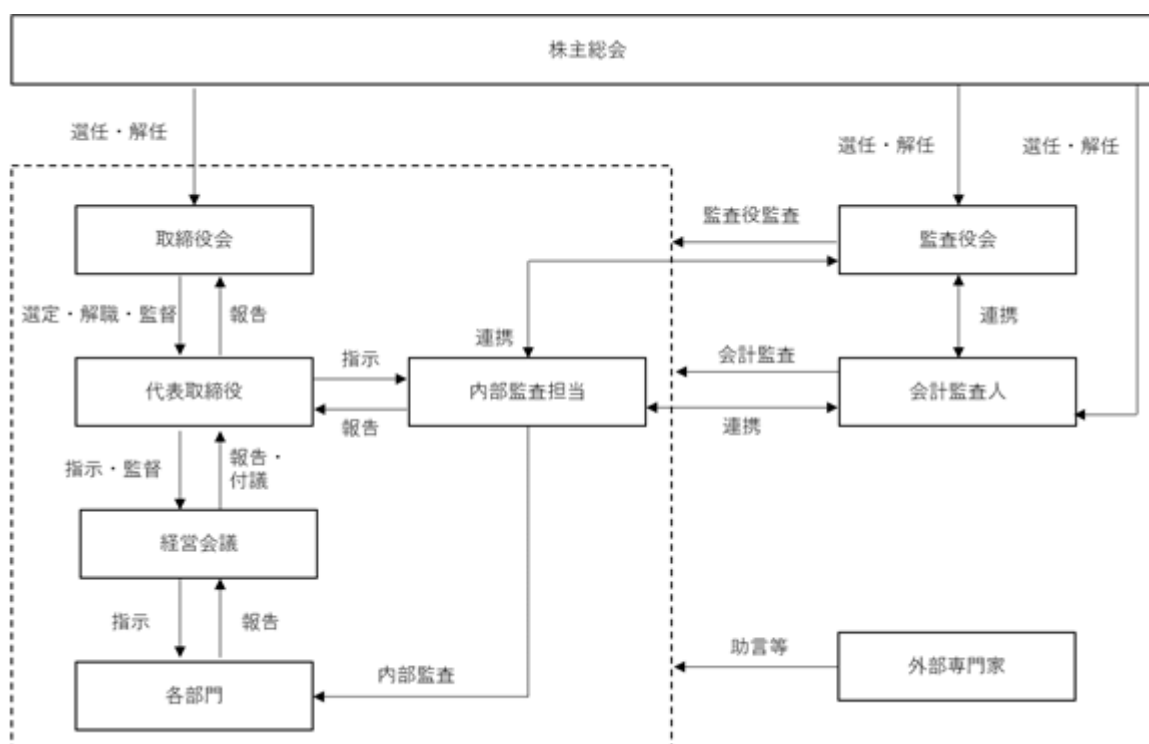
当社は「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」ことを企業ビジョンとし、すべてのステークホルダーから信頼される企業であるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

こうした認識のもと、経営の健全性、透明性を高めるとともに効率化を図り、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 会社の機関の内容

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行決定を行うとともに、全員が社外監査役に構成される監査役会において、各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有効と判断しております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、社外弁護士と連携する体制をとっております。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、6名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況について監督を行っております。取締役会は月1回定期的開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要会議への出席、重要な書類の閲覧、取締役及び使用人との意見交換等を通じて独立した立場から監査を行っております。監査役会は月1回定期的開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会が開催されております。

(c) 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による経営の監督機能と執行役員による業務執行機能を明確に分離しております。

(d) 経営会議

当社は、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を開催しており、各部・各関係会社における業務執行状況の報告、必要に応じた対策の討議及び取締役会への付議事項についての事前討議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。経営会議は月1回定期的開催され、必要と判断した場合には非常勤取締役及び非常勤監査役も出席する体制を整備しております。

b. 内部統制システム、リスク管理体制及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、社会理念、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、企業ビジョンに基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- ・取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ・コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ・代表取締役社長直轄の内部監査担当を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ・リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当が行うものとする。
- ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ・事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- ・取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- ・予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である経営管理本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- ・内部監査担当は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- ・内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

- (f) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時外部法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- (k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び外部法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の人数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	53,100	53,100	-	-	4
社外取締役	-	-	-	-	-
社外監査役	7,050	7,050	-	-	2

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役報酬の支給にあたっては、会社の業績及び各役員の実績を評価し、株主総会決議の範囲内（年額200百万円以内）で取締役会の決議により報酬等を額を決定しております。監査役報酬については、株主総会決議の範囲内（年額200百万円以内）で監査役会の決議により決定しております

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定款

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名 （ 役員のうち女性の比率22.2% ）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	田中 敦史	1974年7月3日生	1997年5月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2000年4月 イー・アクセス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 経営企画室長 2006年5月 同社 執行役員財務本部長 イー・モバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社） 財務本部長 2007年4月 イー・モバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社） CFO 常務執行役員財務本部長 2011年6月 イー・アクセス株式会社（現ソフトバンク株式会社） 常務執行役員経営企画本部長 2012年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2017年3月 GNJT Solutions Co., Ltd. 取締役（現任） 2017年4月 VIBS PTE.LTD. 取締役（現任） 2017年7月 Southern Star Telecommunications Equipment Joint Stock Company 取締役（現任） 2017年7月 Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 取締役（現任） 2018年8月 GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役（現任） 2018年11月 株式会社ナビック 取締役（現任）	(注) 3	普通株式 6,834,000 (注) 5
専務取締役 インフラシェアリング事業本部長	桐谷 裕介	1976年4月1日生	2003年3月 株式会社エムズワークス入社 2005年4月 モトローラ株式会社出向 2009年6月 KDDI株式会社出向 2012年8月 当社入社 2013年8月 当社 取締役 技術統括 2018年6月 当社 専務取締役 事業本部長 2019年4月 当社 専務取締役 インフラシェアリング事業本部長（現任）	(注) 3	普通株式 104,000
常務取締役 CFO 経営管理本部長	中村 亮介	1982年11月16日生	2005年4月 中央青山監査法人（現PwCあらた有 限責任監査法人）入所 2006年10月 PwCアドバイザリー株式会社（現PwC アドバイザリー合同会社）入社 2007年10月 イー・モバイル株式（現ソフトバン ク株式会社）会社入社 2013年2月 当社入社 2014年1月 当社 CFO 経営企画統括 2016年4月 当社 取締役 CFO 経営企画統括 2017年5月 VIBS PTE.LTD. 取締役 2017年7月 Southern Star Telecommunications Equipment Joint Stock Company 監 査役（現任） 2017年7月 Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役（現任） 2018年4月 当社 取締役 CFO 経営管理本部 長 2018年6月 当社 常務取締役 CFO 経営管理 本部長（現任）	(注) 3	普通株式 156,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	祢津 信夫	1945年2月3日生	1968年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 1996年6月 同社 取締役ネットワーク本部副本部長 2003年6月 KDDI株式会社 取締役執行役員常務ブロードバンド・コンシューマ事業本部長 2006年6月 同社 常勤監査役 2010年6月 同社 顧問 2012年7月 当社 顧問 2013年8月 当社 取締役（現任）	(注) 3	普通株式 48,000
取締役	太田 直樹	1967年10月1日生	1991年4月 モニターグループ入社 1997年8月 ポストンコンサルティンググループ入社 2003年1月 同社 パートナー及びマネージングディレクター 2010年1月 同社 シニアパートナー及びマネージングディレクター 2014年5月 特定非営利活動法人インターナショナル 理事 2015年1月 総務省 総務大臣補佐官 2017年3月 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 評議員（現任） 2018年2月 株式会社ドワンゴ 顧問（現任） 2018年2月 株式会社New Stories 代表取締役（現任） 2018年6月 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役（現任） 2018年12月 一般社団法人 コード・フォー・ジャパン 理事（現任） 2019年6月 当社 社外取締役（現任） 2019年10月 総務省 政策アドバイザー（現任） 2019年10月 特定非営利活動法人みんなのコード 理事（現任）	(注) 3	-
取締役	三笥 博幸	1974年8月16日生	1995年4月 日本電信電話株式会社入社 2010年7月 西日本電信電話株式会社 東海事業本部 設備部 担当課長 2013年7月 西日本電信電話株式会社 本社ネットワーク部 担当課長 2015年7月 西日本電信電話株式会社 九州事業本部 設備部 部門長 2018年7月 日本電信電話株式会社 技術企画部門 担当部長（現任） 2019年7月 当社 社外取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	大場 睦子	1986年5月19日生	2007年4月 株式会社ソシエ・ワールド入社 2008年10月 信金中央金庫入庫 2014年4月 有限責任あずさ監査法人入所 2018年6月 当社 常勤監査役（現任） 2018年6月 大場睦子会計事務所 代表（現任）	(注)4	-
監査役	山田 彰宏	1962年10月14日生	1986年4月 大阪国税局 入局 1989年7月 大蔵省（現財務省）入局 2008年9月 KPMG税理士法人入所 2013年3月 山田彰宏税理士事務所 所長（現任） 2013年5月 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役（現任） 2013年8月 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役（現任） 2018年4月 株式会社FiNC（現 株式会社 FiNC Technologies）社外監査役（現任） 2019年6月 当社 社外監査役（現任）	(注)4	-
監査役	永山 淑子	1956年2月3日生	1978年4月 株式会社富士通研究所入社 1986年3月 一般財団法人材料科学技術振興財団 入職 1992年1月 富士通株式会社入社 1999年11月 ニフティ株式会社入社 2003年7月 コマースリンク株式会社（現 ニフティネクス株式会社） 取締役 2014年6月 同社 代表取締役社長 2019年6月 当社 社外監査役（現任）	(注)4	-
計					7,142,000

- (注) 1. 取締役 太田 直樹及び三笠 博幸は、社外取締役であります。
2. 監査役 大場 睦子、山田 彰宏及び永山 淑子は、社外監査役であります。
3. 2019年8月13日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年8月13日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 田中 敦史が所有する資産管理会社と合算した株式数であります。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、次の5名です。

役職名	氏名
執行役員 ソリューション事業本部長	加藤 一郎
執行役員 建設部長	松浦 隆
執行役員 不動産営業部長	山本 重好
執行役員 海外事業室長	丸井 智弥
執行役員 渉外・プロジェクト企画室長	大橋 功

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案した上で、当社グループとの人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視して選任しております。

社外取締役の太田直樹は、長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待できるものと判断しております。同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の三笠博幸は、当社の主要株主である日本電信電話株式会社の業務執行者であるため、独立役員には選任していませんが、通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識により、取締役会に出席し、中立・公正な視点から適宜発言を行い、取締役会の意思決定や取締役の業務執行の監督機能を適切に遂行できるものと判断しております。

社外監査役の大場睦子は、公認会計士として、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待できるものと判断しております。同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の山田彰宏は、税理士として、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待できるものと判断しております。同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の永山淑子は、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待できるものと判断しております。同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、新株予約権について社外役員の保有数は、太田直樹500個（2,000株）、大場睦子500個（2,000株）、山田彰宏300個（1,200株）、永山淑子300個（1,200株）であります。これら以外の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役と社外監査役による監督又は監査、監査役による監査と内部監査担当および会計監査人による監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

社外取締役は、取締役会において情報を収集し助言を行うことで取締役の職務執行の監督機能を果たすとともに、監査役との対話を通じてコーポレート・ガバナンス機能の維持・強化を果たしております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査担当が適宜、監査役会に報告し、意見交換を行うこととしております。加えて、月に1回以上の頻度で内部監査担当と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人との連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査役会と監査法人とは、期中に報告を受ける他適宜、意見交換を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査担当や各従業員に対するヒアリング等を通じ、業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査担当や会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行う等連携を図り、監査機能の向上を図っております。

なお、常勤監査役大場睦子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社は現時点においては独立した内部監査部署を設けておらず、代表取締役社長より任命された内部監査担当3名が内部監査を実施しております。内部監査担当は、自己監査とならないよう、自己が所属する部署以外の監査を行っております。

内部監査担当は、各部門及び各関係会社の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、被監査部門に対して監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査担当は、常勤監査役との定例会を月次で実施することにより、適時の情報共有及び意見交換等を行っております。更に、監査役会と会計監査人との三様監査協議会を四半期毎に実施し、三者の見地を踏まえた必要な情報共有や調整を行うことで、効率的・効果的な内部監査の実施に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 間宮 光健

指定有限責任社員 業務執行社員 戸塚 俊一郎

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士17名、その他9名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査公認会計士等を選任・解任するにあたっては、当社の監査役監査基準の「会計監査人の選任等の手続」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は、有限責任 あずさ監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	5,800	-	8,000	-
連結子会社	1,800	-	1,633	-
計	7,600	-	9,633	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
（最近連結会計年度の前連結会計年度）
該当事項はありません。

（最近連結会計年度）
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数等を総合的に勘案したうえで決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案し、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,452,595	2,329,160
売掛金	195,891	379,719
その他	132,972	275,013
流動資産合計	2,781,459	2,983,893
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具	1,431,735	3,597,595
減価償却累計額	491,944	716,059
減損損失累計額	64,189	64,189
機械装置及び運搬具 (純額)	875,601	2,817,347
リース資産	532,224	677,743
減価償却累計額	73,626	136,629
リース資産 (純額)	458,598	541,114
建設仮勘定	157,881	264,390
その他	11,157	22,232
減価償却累計額	3,124	13,151
その他 (純額)	8,033	9,081
有形固定資産合計	1,500,114	3,631,934
無形固定資産		
のれん	460,229	638,635
その他	4,748	16,058
無形固定資産合計	464,978	654,694
投資その他の資産		
投資有価証券	1,397	188,576
その他	25,611	36,967
投資その他の資産合計	29,518	125,543
固定資産合計	1,994,611	4,412,172
資産合計	4,776,071	7,396,065

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	68,494	172,466
短期借入金	2 15,000	2 12,500
リース債務	104,069	134,659
未払金	429,376	1,019,418
未払法人税等	22,708	28,142
前受収益	318,408	737,584
その他	28,269	38,297
流動負債合計	986,327	2,143,069
固定負債		
長期借入金	150,000	300,000
リース債務	368,041	371,283
長期前受収益	1,024,040	2,042,193
繰延税金負債	35,919	28,788
その他	2,241	2,241
固定負債合計	1,580,242	2,744,507
負債合計	2,566,569	4,887,576
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,049,712	1,399,711
資本剰余金	1,341,713	1,658,779
利益剰余金	1,239,319	1,457,226
株主資本合計	1,152,106	1,601,265
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,245	51,539
その他の包括利益累計額合計	2,245	51,539
非支配株主持分	1,059,640	958,762
純資産合計	2,209,501	2,508,488
負債純資産合計	4,776,071	7,396,065

【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

当第2四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,707,477
売掛金	1,283,576
その他	158,382
流動資産合計	3,149,436
固定資産	
有形固定資産	
機械装置及び運搬具(純額)	3,667,080
その他(純額)	978,637
有形固定資産合計	4,645,717
無形固定資産	
のれん	599,964
その他	10,404
無形固定資産合計	610,368
投資その他の資産	156,097
固定資産合計	5,412,183
資産合計	8,561,620
負債の部	
流動負債	
買掛金	140,259
短期借入金	1,037,182
未払金	717,671
未払法人税等	44,014
前受収益	1,470,205
その他	168,493
流動負債合計	3,577,827
固定負債	
長期借入金	300,000
長期前受収益	3,499,194
その他	330,521
固定負債合計	4,129,716
負債合計	7,707,543

(単位:千円)

当第2四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,399,711
利益剰余金	436,298
株主資本合計	963,412
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	109,335
その他の包括利益累計額合計	109,335
純資産合計	854,076
負債純資産合計	8,561,620

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	756,601	1,377,990
売上原価	587,532	730,595
売上総利益	169,068	647,394
販売費及び一般管理費	1, 2 643,899	1, 2 817,100
営業損失()	474,830	169,705
営業外収益		
受取利息	7,500	18,633
その他	368	114
営業外収益合計	7,868	18,747
営業外費用		
支払利息	8,120	13,312
株式交付費	3,878	2,449
その他	101	107
営業外費用合計	12,100	15,869
経常損失()	479,062	166,826
特別損失		
投資有価証券評価損	26,213	-
減損損失	3 55,645	-
特別損失合計	81,858	-
税金等調整前当期純損失()	560,921	166,826
法人税、住民税及び事業税	18,909	38,453
法人税等調整額	3,429	5,786
法人税等合計	15,480	32,666
当期純損失()	576,401	199,493
非支配株主に帰属する当期純利益	1,551	15,348
親会社株主に帰属する当期純損失()	577,953	214,841

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失 ()	576,401	199,493
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,638	46,901
その他の包括利益合計	1 4,638	1 46,901
包括利益	581,040	246,394
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	580,198	252,904
非支配株主に係る包括利益	841	6,509

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)
売上高	1,096,265
売上原価	528,593
売上総利益	567,672
販売費及び一般管理費	1,556,758
営業利益	10,913
営業外収益	
受取利息	10,076
その他	1,139
営業外収益合計	11,216
営業外費用	
支払利息	10,199
持分法による投資損失	13,309
その他	2,150
営業外費用合計	25,659
経常損失()	3,529
特別損失	
関係会社株式評価損	2,661
特別損失合計	6,651
税金等調整前四半期純損失()	10,181
法人税、住民税及び事業税	18,108
法人税等調整額	2,315
法人税等合計	15,792
四半期純損失()	25,973
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,032
親会社株主に帰属する四半期純損失()	28,006

【四半期連結包括利益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)
四半期純損失 ()	25,973
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	57,130
持分法適用会社に対する持分相当額	665
その他の包括利益合計	57,796
四半期包括利益	83,770
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	85,803
非支配株主に係る四半期包括利益	2,032

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)

(単位: 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	499,900	791,901	661,366	630,434
当期変動額				
新株の発行	549,812	549,812		1,099,625
親会社株主に帰属する当期純損失 ()			577,953	577,953
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	549,812	549,812	577,953	521,671
当期末残高	1,049,712	1,341,713	1,239,319	1,152,106

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	-	630,434
当期変動額				
新株の発行				1,099,625
親会社株主に帰属する当期純損失 ()				577,953
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,245	2,245	1,059,640	1,057,395
当期変動額合計	2,245	2,245	1,059,640	1,579,066
当期末残高	2,245	2,245	1,059,640	2,209,501

当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,049,712	1,341,713	1,239,319	1,152,106
当期変動額				
新株の発行	349,999	349,999		699,998
親会社株主に帰属する当期純損失()			214,841	214,841
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		32,933		32,933
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高			3,064	3,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	349,999	317,065	217,906	449,158
当期末残高	1,399,711	1,658,779	1,457,226	1,601,265

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,245	2,245	1,059,640	2,209,501
当期変動額				
新株の発行				699,998
親会社株主に帰属する当期純損失()				214,841
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				32,933
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高				3,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	49,294	49,294	100,877	150,172
当期変動額合計	49,294	49,294	100,877	298,986
当期末残高	51,539	51,539	958,762	2,508,488

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 ()	560,921	166,826
減価償却費	233,524	300,118
減損損失	55,645	-
のれん償却額	15,796	36,580
投資有価証券評価損益 (は益)	26,213	-
受取利息	7,500	18,633
支払利息	8,120	13,312
売上債権の増減額 (は増加)	25,177	145,050
仕入債務の増減額 (は減少)	11,284	56,551
未収消費税等の増減額 (は増加)	13,155	102,512
未払金の増減額 (は減少)	111,187	73,478
前受収益の増減額 (は減少)	1,002,363	1,437,496
その他	13,357	17,007
小計	894,377	1,320,550
利息の受取額	7,500	13,085
利息の支払額	8,069	13,312
法人税等の支払額	5,075	30,107
営業活動によるキャッシュ・フロー	888,733	1,290,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	182,151	325,287
定期預金の払戻による収入	151,136	185,488
投資有価証券の取得による支出	-	91,640
有形固定資産の取得による支出	800,499	1,775,827
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 1,067,050	2 99,311
その他	1,681	3,903
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,900,246	2,110,482
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	14,691	2,500
株式の発行による収入	1,095,746	697,548
セール・アンド・リースバックによる収入	488,746	145,518
リース債務の返済による支出	56,410	111,686
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	158,281
非支配株主からの払込みによる収入	1,060,351	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,603,125	570,599
現金及び現金同等物に係る換算差額	27,745	4,980
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,563,866	254,646
現金及び現金同等物の期首残高	697,368	2,261,234
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,261,234	1 2,006,588

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 2019年4月1日
 至 2019年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	10,181
減価償却費	274,177
のれん償却額	26,825
受取利息	10,076
支払利息	10,199
持分法による投資損益(は益)	13,309
売上債権の増減額(は増加)	909,381
仕入債務の増減額(は減少)	30,413
未収消費税等の増減額(は増加)	104,750
未払金の増減額(は減少)	17,853
前受収益の増減額(は減少)	2,190,089
その他	15,910
小計	1,693,062
利息の受取額	12,575
利息の支払額	10,250
法人税等の支払額	17,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,677,554
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	753,388
定期預金の払戻による収入	186,370
有形固定資産の取得による支出	1,616,788
その他	16,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,200,294
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,024,874
リース債務の返済による支出	66,883
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1,604,929
財務活動によるキャッシュ・フロー	646,937
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,039
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,170,716
現金及び現金同等物の期首残高	2,006,588
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	6,651
現金及び現金同等物の四半期末残高	829,219

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company

VIBS PTE.LTD.については、新たに設立したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びその他2社については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。2017年7月1日を同社のみなし取得日とし、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度については、2017年7月1日から2017年12月31日の6ヶ月間を連結しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない関連会社（GNJT Solutions Co. Ltd）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSouthern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びその他3社の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 5～9年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company

株式会社ナビック

なお、株式会社ナビックについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。2018年12月31日を同社のみなし取得日とし、当連結会計年度については、2019年1月1日から2019年3月31日の3ヶ月間を連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

GNI Myanmar Co., Ltd.

なお、GNI Myanmar Co., Ltd.の株式を追加取得したことから、当連結会計年度より持分法適用会社に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ナビックの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社のうちSouthern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びその他3社の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備、機械装置及び運搬具については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 5～9年

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、従来、有形固定資産のうち、機械装置及びリース資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

同一事業を営む海外子会社の買収に伴い、当社グループ内の減価償却方法の統一のために見直しを行った結果、耐用年数にわたって取得原価を均等配分する定額法のほうが固定資産の使用実態に即していると判断したため、上記の変更を行っております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の売上総利益が191,818千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ191,818千円減少しております。なお、当減価償却方法の変更により、当社のグループ会社全体の屋内インフラシェアリングビジネスに関する機械装置及びリース資産の減価償却方法が同一となりました。

(連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第18号平成30年9月14日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第24号平成30年9月14日)を当連結会計年度より適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、2018年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌連結会計年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
投資有価証券 (株式)	3,907千円	88,576千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	200,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	225,632千円	284,826千円
業務委託費	55,927	137,646
研究開発費	96,467	7,248
支払報酬	66,129	32,322

2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	96,467千円	7,248千円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
愛知県常滑市 他	屋内インフラシェアリング設備計5物件	機械装置	55,645

当社グループは、事業区分を基準として資産のグルーピングを行っております。また、サービス開始後、一定期間を経過しても固定資産簿価を回収できないと見込まれる物件については物件単位で個別に検討を行っております。

当連結会計年度において、サービス開始後、一定期間を経過しても固定資産簿価を回収できないと判断した5物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト10%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4,638千円	46,901千円
その他の包括利益合計	4,638	46,901

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,795,000	-	-	1,795,000
A種優先株式	428,700	-	-	428,700
B種優先株式	914,300	-	-	914,300
C種優先株式	375,000	-	-	375,000
D種優先株式	200,000	-	-	200,000
E種優先株式（注）	-	231,500	-	231,500
合計	3,713,000	231,500	-	3,944,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）E種優先株式の株式数の増加231,500株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,795,000	-	-	1,795,000
A種優先株式	428,700	-	-	428,700
B種優先株式	914,300	-	-	914,300
C種優先株式	375,000	-	-	375,000
D種優先株式	200,000	-	-	200,000
E種優先株式（注）	231,500	147,368	-	378,868
合計	3,944,500	147,368	-	4,091,868
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）E種優先株式の株式数の増加147,368株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	2,452,595千円	2,329,160千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	191,360	322,572
現金及び現金同等物	2,261,234	2,006,588

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

株式の取得により新たにSouthern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びその他2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	410,798千円
固定資産	363,165
のれん	474,559
流動負債	81,516
固定負債	42,014
株式の取得価額	1,124,992
被取得企業の現金及び現金同等物	57,941
差引:取得のための支出	1,067,050

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社ナビックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	205,740千円
固定資産	18,152
のれん	232,576
流動負債	59,575
固定負債	150,000
非支配株主持分	6,729
株式の取得価額	240,165
被取得企業の現金及び現金同等物	140,853
差引:取得のための支出	99,311

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、通信インフラシェアリング事業における屋内無線通信設備 (「機械装置及び運搬具」) であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、通信インフラシェアリング事業における屋内無線通信設備 (「機械装置及び運搬具」) であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、自己資金による充当及び金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,452,595	2,452,595	-
(2) 売掛金	195,891	195,891	-
資産計	2,648,486	2,648,486	-
(1) 買掛金	68,494	68,494	-
(2) 短期借入金	15,000	15,000	-
(3) 未払金	429,376	429,376	-
(4) 未払法人税等	22,708	22,708	-
(5) 長期借入金	150,000	149,757	242
(6) リース債務	472,110	466,736	5,373
負債計	1,157,690	1,152,074	5,616

リース債務には、1年内支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借り入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2018年3月31日)
関連会社株式	3,907

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,452,595	-	-	-
売掛金	195,891	-	-	-
合計	2,648,486	-	-	-

4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	150,000	-	-
リース債務	104,069	106,870	109,747	99,941	51,482	-
合計	119,069	106,870	109,747	249,941	51,482	-

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、自己資金による充当及び金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,329,160	2,329,160	-
(2) 売掛金	379,719	379,719	-
資産計	2,708,880	2,708,880	-
(1) 買掛金	172,466	172,466	-
(2) 短期借入金	12,500	12,500	-
(3) 未払金	1,019,418	1,019,418	-
(4) 未払法人税等	28,142	28,142	-
(5) 長期借入金	300,000	298,608	1,391
(6) リース債務	505,942	499,591	6,351
負債計	2,038,471	2,030,727	7,743

リース債務には、1年内支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借り入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関連会社株式	88,576

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,329,160	-	-	-
売掛金	379,719	-	-	-
合計	2,708,880	-	-	-

4．短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	12,500	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	150,000	150,000	-	-
リース債務	134,659	138,279	129,237	81,562	22,203	-
合計	147,159	138,279	279,237	231,562	22,203	-

(有価証券関係)

1．

前連結会計年度（2018年3月31日）

減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券について26,213千円減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1号 (第 1回) 新株予約権)	第2回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1号 (第 1回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 200,000株	普通株式 20,000株
付与日	2013年 2月 21日	2013年 2月 21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2013年 2月 21日 至 2015年 2月 20日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年 2月 21日 至 2023年 2月 20日	自 2015年 2月 21日 至 2023年 2月 20日

	第3回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 1回) 新株予約権)	第4回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 2回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 7名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 108,000株	普通株式 140,000株
付与日	2013年 12月 26日	2014年 6月 26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2013年 12月 26日 至 2015年 12月 25日	自 2014年 6月 26日 至 2016年 6月 25日
権利行使期間	自 2015年 12月 26日 至 2023年 12月 25日	自 2016年 6月 26日 至 2024年 6月 25日

	第5回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 1回) 新株予約権)	第6回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 2回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 100,000株	普通株式 36,000株
付与日	2015年 3月 26日	2015年 8月 1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2015年 3月 26日 至 2017年 3月 25日	自 2015年 8月 1日 至 2017年 7月 31日
権利行使期間	自 2017年 3月 26日 至 2025年 3月 25日	自 2017年 8月 1日 至 2025年 7月 31日

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回)新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 12名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 23,600株	普通株式 12,000株
付与日	2015年11月26日	2016年7月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2015年11月26日 至 2017年11月25日	自 2016年7月25日 至 2018年7月24日
権利行使期間	自 2017年11月26日 至 2025年11月25日	自 2018年7月25日 至 2026年7月24日

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回)新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 13名	当社顧問 1名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 61,600株	普通株式 34,400株
付与日	2017年5月31日	2017年5月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2017年5月31日 至 2019年5月26日	自 2017年5月31日 至 2019年5月26日
権利行使期間	自 2019年5月27日 至 2027年5月26日	自 2019年5月27日 至 2027年5月26日

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 2回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	2017年9月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2017年9月6日 至 2019年9月6日
権利行使期間	自 2019年9月7日 至 2027年9月6日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月31日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年8月30日付株式分割(1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション (株式会社J TOWER - A 1号(第 1回)新株予約権)	第2回ストック・オプション (株式会社J TOWER - N 1号(第 1回)新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	200,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	200,000	20,000

	第3回ストック・オプション (株式会社J TOWER - A 2号(第 1回)新株予約権)	第4回ストック・オプション (株式会社J TOWER - A 2号(第 2回)新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	108,000	140,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	108,000	140,000

	第5回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 1回) 新株予約権)	第6回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 2回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	36,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	36,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	100,000	-
権利確定	-	36,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	100,000	36,000

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回) 新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	23,600	12,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	23,600	-
未確定残	-	12,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	23,600	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	23,600	-

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回) 新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	61,600	34,400
失効	8,000	8,000
権利確定	-	-
未確定残	53,600	26,400
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 2回) 新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	2,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	2,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月31日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年8月30日付株式分割(1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1号 (第 1回)新株予約権)	第2回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	12	12
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 1回)新株予約権)	第4回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	87	87
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 1回)新株予約権)	第6回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	109	109
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回)新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	109	200
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回)新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	200	500
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	500
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2017年3月31日付株式分割 (1株につき100株の割合) 及び2019年8月30日付株式分割 (1株につき4株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価格は、DCF法の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 . ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 367,814千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

当連結会計年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第 1 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1 号 (第 1 回) 新株予約権)	第 2 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1 号 (第 1 回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名	社外協力者 1 名
株式の種類別のストック・オプションの 数(注) 1	普通株式 200,000株	普通株式 20,000株
付与日	2013年 2月 21日	2013年 2月 21日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2013年 2月 21日 至 2015年 2月 20日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年 2月 21日 至 2023年 2月 20日	自 2015年 2月 21日 至 2023年 2月 20日

	第 3 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2 号 (第 1 回) 新株予約権)	第 4 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2 号 (第 2 回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 4 名	当社取締役 2 名 当社従業員 7 名 社外協力者 1 名
株式の種類別のストック・オプションの 数(注)	普通株式 108,000株	普通株式 140,000株
付与日	2013年 12月 26日	2014年 6月 26日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2013年 12月 26日 至 2015年 12月 25日	自 2014年 6月 26日 至 2016年 6月 25日
権利行使期間	自 2015年 12月 26日 至 2023年 12月 25日	自 2016年 6月 26日 至 2024年 6月 25日

	第 5 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1 号 (第 1 回) 新株予約権)	第 6 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1 号 (第 2 回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名	当社従業員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの 数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 36,000株
付与日	2015年 3月 26日	2015年 8月 1日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2015年 3月 26日 至 2017年 3月 25日	自 2015年 8月 1日 至 2017年 7月 31日
権利行使期間	自 2017年 3月 26日 至 2025年 3月 25日	自 2017年 8月 1日 至 2025年 7月 31日

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回)新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 12名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 23,600株	普通株式 12,000株
付与日	2015年11月26日	2016年7月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2015年11月26日 至 2017年11月25日	自 2016年7月25日 至 2018年7月24日
権利行使期間	自 2017年11月26日 至 2025年11月25日	自 2018年7月25日 至 2026年7月24日

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回)新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 13名	当社顧問 1名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 61,600株	普通株式 34,400株
付与日	2017年5月31日	2017年5月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2017年5月31日 至 2019年5月26日	自 2017年5月31日 至 2019年5月26日
権利行使期間	自 2019年5月27日 至 2027年5月26日	自 2019年5月27日 至 2027年5月26日

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 2回)新株予約権)	第12回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2号 (第 1回)新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 42,400株
付与日	2017年9月6日	2018年5月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の 状況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2017年9月6日 至 2019年9月6日	自 2018年5月31日 至 2020年5月30日
権利行使期間	自 2019年9月7日 至 2027年9月6日	自 2020年5月31日 至 2028年5月30日

	第13回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2 号 (第 2 回) 新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの 数 (注)	普通株式 16,000株
付与日	2018年12月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2018年12月17日 至 2020年12月14日
権利行使期間	自 2020年12月15日 至 2028年12月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月31日付株式分割 (1株につき100株の割合) 及び2019年8月30日付株式分割 (1株につき4株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度 (2019年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1 号 (第 1 回) 新株予約権)	第2回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1 号 (第 1 回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	200,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	200,000	20,000

	第3回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 1回) 新株予約権)	第4回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 2回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	108,000	140,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	108,000	140,000

	第5回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 1回) 新株予約権)	第6回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 2回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	100,000	36,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	100,000	36,000

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回) 新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	12,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	12,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	23,600	-
権利確定	-	12,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	23,600	12,000

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回) 新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	53,600	26,400
付与	-	-
失効	-	1,200
権利確定	-	-
未確定残	53,600	25,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2 号 (第 2 回) 新株予約権)	第12回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2 号 (第 1 回) 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	2,000	-
付与	-	42,400
失効	-	1,200
権利確定	-	-
未確定残	2,000	41,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第13回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2 号 (第 2 回) 新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	16,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	16,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月31日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年8月30日付株式分割(1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 1号 (第 1回)新株予約権)	第2回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - N 1号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	12	12
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 1回)新株予約権)	第4回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - A 2号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	87	87
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 1回)新株予約権)	第6回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	109	109
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第7回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - B 1号 (第 3回)新株予約権)	第8回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 1号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	109	200
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - C 2号 (第 1回)新株予約権)	第10回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	200	500
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第11回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - D 2号 (第 2回)新株予約権)	第12回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2号 (第 1回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	500	1,187
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第13回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R - E 2号 (第 2回)新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	1,187
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) なお、2017年3月31日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年8月30日付株式分割(1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価格は、DCF法の結果を総合的に勘案して決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 373,359千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	332,907千円
減損損失	19,073
その他	22,764
繰延税金資産小計	374,746
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	332,907
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	38,882
評価性引当額小計	371,789
繰延税金資産合計	2,956
繰延税金負債	
連結子会社の時価評価差額	38,876
繰延税金負債合計	38,876
繰延税金資産の純額	35,919

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	4,949	21,023	306,934	332,907
評価性引当額	-	-	-	4,949	21,023	306,934	332,907
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 2 .	597,041千円
減損損失	15,291
その他	18,466
繰延税金資産小計	630,800
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 .	597,041
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	31,473
評価性引当額小計 (注) 1 .	628,514
繰延税金資産合計	2,285
繰延税金負債	
連結子会社の時価評価差額	31,074
繰延税金負債合計	31,074
繰延税金資産の純額	28,788

(注) 1 . 評価性引当額が256,725千円増加しております。この増加の主な内容は、親会社における税務上の繰越欠損金 (法定実効税率を乗じた額) が81,233千円増加したこと及び当連結会計年度より連結子会社となった株式会社ナビックにおける税務上の繰越欠損金182,901千円 (法定実効税率を乗じた額) について評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千万円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ()	-	-	4,949	27,749	75,050	489,291	597,041
評価性引当額	-	-	4,949	27,749	75,050	489,291	597,041
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

取得による企業結合

1．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 Vietnam Infrastructure Holding Ltd.

事業の内容 通信インフラシェアリング事業

(2) 企業結合を行った理由

Vietnam Infrastructure Holding Ltd.はベトナム最大のIBS事業者であるSouthern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを子会社としております。Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyは、同国における通信インフラシェアリング事業において高い市場シェア及び100物件を超える豊富な導入実績を有していることから、当該子会社を通じて海外IBS事業の体制の強化と、東南アジアにおける通信インフラシェアリング事業の拡大が可能であると判断し、子会社化を決定するに至りました。

(3) 企業結合日

2017年7月31日（みなし取得日2017年7月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%（内、間接所有分100.0%）

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年7月1日から2017年12月31日まで

3．子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価	現金及び預金	1,124,992千円
取得原価		1,124,992千円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 28,162千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 474,559千円

(2) 発生原因 主として今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 15年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	410,798千円
固定資産	363,165千円
資産合計	773,964千円
流動負債	81,516千円
固定負債	42,014千円
負債合計	123,531千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	208,411千円
営業利益	25,854千円
経常利益	37,134千円
税金等調整前当期純利益	37,134千円
親会社株主に帰属する当期純利益	460千円
1株当たり当期純利益	0.26円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんに関しては、連結会計年度開始の日に発生したもとして償却額等を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 VIBS PTE. LTD.

事業の内容 通信インフラシェアリング事業

(2) 企業結合日

2018年7月24日(みなし取得日2018年7月1日)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は39.2%であり、一層の経営効率化と資本効率性の向上を図るために行われたものであります。当該追加取得により、Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyに対する議決権比率が100%(内、間接所有分100%)となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しています。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価	現金及び預金	158,281千円
取得原価		158,281千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

33,004千円

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ナビック

事業の内容 Wi-Fiを活用した無線ブロードバンドアウトソーシングサービスの提供

(2) 企業結合を行った理由

当社がクラウドWi-Fiソリューションに関する最先端の技術、専門的な知見及び経験を有していること、当社の国内IBS事業の提供先である不動産事業者に対して同社のソリューションを提供することで、通信インフラシェアリング事業とのシナジーの創出が可能であると判断し、子会社化を決定するに至りました。

(3) 企業結合日

2018年10月11日（みなし取得日2018年12月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

53.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年1月1日から2019年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	240,165千円
取得原価		240,165千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 2,013千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 232,576千円

(2) 発生原因 主として今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	205,740千円
固定資産	18,152千円
資産合計	223,893千円
流動負債	59,575千円
固定負債	150,000千円
負債合計	209,575千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響は軽微であるため、記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しないもの
当社グループは、通信インフラシェアリング事業に関する設備について、設備等設置契約に基づき設備の移設・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関する設備の使用期限が明確でなく、現在のところ移設等も予定されていないことから、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しないもの
当社グループは、通信インフラシェアリング事業に関する設備について、設備等設置契約に基づき設備の移設・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関する設備の使用期限が明確でなく、現在のところ移設等も予定されていないことから、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離した財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、「国内IBS事業」「海外IBS事業」「ソリューション事業」を展開しております。

しかし、これらのセグメントはいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとしております。

なお、当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであり、重要性が乏しいため、「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」等の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離した財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、「国内IBS事業」「海外IBS事業」「タワー事業」「ソリューション事業」を展開しております。

しかし、これらのセグメントはいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとしております。

なお、当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであり、重要性が乏しいため、「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」等の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	国内IBS事業	海外IBS事業	ソリューション事業	合計
外部顧客への売上高	510,067	244,974	1,559	756,601

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 千円)

日本	ベトナム	合計
511,627	244,974	756,601

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 千円)

日本	ベトナム	合計
1,131,507	368,607	1,500,114

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
KDDIエンジニアリング株式会社	195,348
ソフトバンク株式会社	104,397
MobiFone service company region 2	94,626
株式会社NTTドコモ	81,711

(注) 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントのため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	国内IBS事業	海外IBS事業	ソリューション事業	合計
外部顧客への売上高	863,537	455,278	59,174	1,377,990

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 千円)

日本	ベトナム	合計
922,711	455,278	1,377,990

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	ベトナム	合計
3,261,191	370,742	3,631,934

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク株式会社	275,197
株式会社NTTドコモ	235,346
KDDI株式会社	195,296
MobiFone service company region 2	141,971

(注) 当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントのため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
1株当たり純資産額	167.10円	208.90円
1株当たり当期純損失金額 ()	80.49円	29.92円

(注) 1. 2019年 8月 5日開催の取締役会決議により、2019年 8月30日付で普通株式 1株につき 4株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
1株当たり当期純損失金額 ()		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 () (千円)	577,953	214,841
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額 () (千円)	577,953	214,841
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,180,000	7,180,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権の 数22,099個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権13種類 (新株予約権の 個数36,099個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2019年 6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、当該決議について2019年 6月26日に効力が発生しております。

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の資本政策上の機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少を行ったうえで、剰余金の処分を行うものです。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及び額

資本準備金の額 1,471,171,157円

(2) 増加する剰余金の処分の項目及び額

その他資本剰余金 1,471,171,157円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,471,171,157円

(2) 増加する剰余金の処分の項目及び額

繰越利益剰余金 1,471,171,157円

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 株主総会決議日 2019年 6月26日

(2) 効力発生日 2019年 6月26日

(日本電信電話株式会社との資本・業務提携に関する契約)

当社は、2019年 6月14日開催の取締役会において、日本電信電話株式会社との資本・業務提携契約を締結することを決議し、2019年 7月 4日付で資本・業務提携契約を締結しました。

1. 背景と目的

5Gにおいては、移動通信システムの高度化・大容量化や利用する周波数帯の特性、またその幅広い用途 (IoT等) から、4G以前と比較して膨大な数の基地局が必要になると見込まれています。そのため、5Gネットワークの早期構築には、設備投資の効率化や基地局設置場所の確保等が大きな課題と考えられています。

それらの課題解決に向けて、日本電信電話株式会社と当社は資本・業務提携を通じ、NTTグループが保有する設備や、工事・保守及び関連するマネジメント等のノウハウと、当社グループのインフラシェアリング分野における知見や営業力・技術力を活用するなど、両社グループのリソースを組み合わせることで、通信業界全体に資する効率的かつ経済的なインフラシェアリングソリューションを提供していきます。この取り組みにより、5Gの効率的な早期エリア展開、通信不感エリアの縮小等に貢献し、社会的課題の解決に繋がることを目指します。

2. 両社の概要

会社名	日本電信電話株式会社	株式会社 J T O W E R
所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	東京都港区赤坂八丁目5番41号
代表者	澤田 純	田中 敦史
事業内容	NTTグループ全体の経営戦略の策定及び基礎的研究開発の推進	国内外における通信インフラシェアリング
設立	1985年4月1日	2012年6月15日

(共通支配下の取引等)

当社は、2019年7月16日の取締役会において、ベトナムへの出資における中間持株会社であるVIBS PTE. LTD. が発行する優先株式の全て及び普通株式の一部の取得を実施することを決議し、2019年7月31日付で、VIBS PTE. LTD. を完全子会社化しました。

1. 取引の概要

(1) 株式追加取得の理由

当社は、日本国内で培った高いレベルの品質・技術を活かし、通信インフラシェアリング事業においてベトナムへの進出を図るために、2017年7月31日に、株式会社日本政策投資銀行と株式会社リサ・パートナーズが共同で出資・運営するJapan South East Asia Growth Fund L.P. と当社が共同で設立した中間持株会社（SPC）であるVIBS PTE. LTD. を通じて、同国最大のIBS事業者であるSouthern Star Telecommunications Equipment Joint Stock Companyの100%持分を取得しております。

この度2019年7月31日に、引き続き成長が見込まれるベトナムでのIBS事業の運営を更に強化し、グループ全体における更なる事業収益の拡大と利益の向上を図るため、Japan South East Asia Growth Fund L.P. が保有するVIBS PTE. LTD. の優先株式及び普通株式の全てを追加取得し、同社を完全子会社化しました。

(2) 株式取得先の名称及びその事業の内容

株式取得先の名称 Japan South East Asia Growth Fund L.P.

事業の内容 株式会社日本政策投資銀行と株式会社リサ・パートナーズが共同で出資・運営するファンド事業

(3) 株式取得の時期

2019年7月31日（みなし取得日2019年7月1日）

(4) 取得株式数、取得価格及び取得後の持分比率

取得する株式の数 優先株式8,398,800株、普通株式1株

取得価格 1,590,928千円

取得後の持分比率 100%

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得対価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,590,928千円
-------	--------	-------------

取得原価	1,590,928千円
------	-------------

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

626,572千円

（多額の資金の借入）

当社は、2019年7月16日開催の取締役会において、次のとおり当座借越契約を締結することについて決議し、2019年7月31日に実行しました。

1. 資金使途	VIBS PTE. LTD.の株式追加取得を実施するため
2. 借入先	株式会社三井住友銀行
3. 借入金額	1,000,000,000円
4. 利率	1.475%
5. 借入日	2019年7月31日
6. 返済日	2019年12月30日
7. 担保提供又は保証の内容	無し

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。

（株式分割及び単元株式の採用）

当社は、2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で株式分割を行っております。また、2019年8月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年8月30日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき4株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,091,868株
今回の株式分割により増加する株式数	12,275,604株
株式分割後の発行済株式総数	16,367,472株
株式分割後の発行可能株式総数	64,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年8月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

Vietnam Infrastructure Holding Ltd.及びVietnam Data and Aerial System Co., Ltd.は、重要性が乏しくなったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

当社グループのIFRS適用子会社は、第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号(リース)を適用しております。当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用の処理については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
当座貸越極度額の総額	1,200,000千円
借入実行残高	1,000,000
差引額	200,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	
給料及び手当	191,188千円
業務委託費	88,602

2 関係会社株式評価損は、第1四半期連結会計期間より非連結子会社となった、Vietnam Infrastructure Holding Ltd.及びVietnam Data and Aerial System Co., Ltd.の解散及び清算の方針を決定したことに伴い発生する損失に備えるため、計上したものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	
現金及び預金勘定	1,707,477千円
預入期間が3か月を超える定期預金	878,257
現金及び現金同等物	829,219

（株主資本等関係）

当第 2 四半期連結累計期間（自2019年 4 月 1 日 至2019年 9 月30日）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第 2 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の著しい変動

2019年 6 月26日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の資本
政策の機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議し、承
認可決されました。これに伴い、資本準備金は1,471,171千円減少し利益剰余金は同額増加しました。

当第 2 四半期連結会計期間末において、その他資本剰余金に生じた負の値438,964千円をその他利益剰
余金から振替えました。

これらの結果等から、資本剰余金が1,658,779千円減少し、利益剰余金が1,020,927千円増加しておりま
す。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第 2 四半期連結累計期間（自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日）

当社グループは、通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
す。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は2019年 7 月31日付で、ベトナムへの出資における中間持株会社であり、当社の連結子会社である
VIBS PTE. LTD. が発行する優先株式8,398,800株及び普通株式 1 株を株式会社日本政策投資銀行と株式会社
リサ・パートナーズが共同で出資・運営するJapan South East Asia Growth Fund L.P.から取得し、同社を
完全子会社化しました。

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 VIBS PTE. LTD.

事業の内容 通信インフラシェアリング事業

(2) 企業結合日

2019年 7 月31日（みなし取得日2019年 7 月 1 日）

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

引き続き成長が見込まれるベトナムでのIBS事業の運営を更に強化し、グループ全体における更な
る事業収益の拡大と利益の向上を図るために行われたものであります。当該追加取得により、VIBS
PTE. LTD. に対する持分比率は100%となり、同社の子会社であるSouthern Star Telecommunication
Equipment Joint Stock Companyに対する持分比率が100%（内、間接所有分100%）となりました。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しています。

3．子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価	現金及び預金	1,590,928千円
取得原価		1,590,928千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

626,572千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()(円)	1.71
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	28,006
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	28,006
普通株式の期中平均株式数(株)	16,367,472
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	1. 第14回ストック・オプションの付与 (2018年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく2019年6月26日取締役会決議) 新株予約権 2,900個 普通株式 11,600株 2. 第15回ストック・オプションの付与 (2019年8月13日開催の臨時株主総会決議に基づく2019年8月21日取締役会決議) 新株予約権 2,200個 普通株式 8,800株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,000	12,500	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	104,069	134,659	2.7	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	150,000	300,000	0.5	2021年～2022年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	368,041	371,283	2.7	2020年～2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	637,110	818,442	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	150,000	150,000	-
リース債務	138,279	129,237	81,562	22,203

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,083,944	1,841,109
売掛金	73,703	1,126,864
商品	-	183
前払費用	30,814	44,042
その他	62,924	1,181,024
流動資産合計	2,251,386	2,193,224
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,081	4,694
機械及び装置	544,174	2,517,648
工具、器具及び備品	1,096	1,126
リース資産	458,598	541,114
建設仮勘定	122,557	195,545
有形固定資産合計	1,131,507	3,260,129
無形固定資産		
ソフトウェア	4,619	1,936
無形固定資産合計	4,619	1,936
投資その他の資産		
関係会社株式	175,756	664,109
長期前払費用	4,179	8,688
その他	20,584	23,661
投資その他の資産合計	200,521	696,459
固定資産合計	1,336,647	3,958,525
資産合計	3,588,034	6,151,749

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,964	164,405
短期借入金	215,000	212,500
リース債務	104,069	134,659
未払金	392,831	986,945
未払費用	6,280	7,382
未払法人税等	9,613	13,858
前受金	-	458
預り金	6,494	11,671
前受収益	313,962	733,896
流動負債合計	878,216	1,965,778
固定負債		
長期借入金	150,000	150,000
リース債務	368,041	371,283
長期前受収益	1,024,040	2,042,193
資産除去債務	2,241	2,241
固定負債合計	1,544,322	2,565,718
負債合計	2,422,538	4,531,496
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,049,712	1,399,711
資本剰余金		
資本準備金	1,341,713	1,691,712
資本剰余金合計	1,341,713	1,691,712
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,225,930	1,471,171
利益剰余金合計	1,225,930	1,471,171
株主資本合計	1,165,495	1,620,253
純資産合計	1,165,495	1,620,253
負債純資産合計	3,588,034	6,151,749

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	511,627	1,868,535
売上原価	438,563	1,431,092
売上総利益	73,063	437,442
販売費及び一般管理費	2,542,201	1,266,613
営業損失()	469,138	226,170
営業外収益		
受取利息	7	19
為替差益	-	160
その他	368	114
営業外収益合計	375	294
営業外費用		
支払利息	8,120	13,114
株式交付費	3,878	2,449
その他	-	20
営業外費用合計	11,999	15,584
経常損失()	480,761	241,460
特別損失		
投資有価証券評価損	26,213	-
減損損失	55,645	-
特別損失合計	81,858	-
税引前当期純損失()	562,620	241,460
法人税、住民税及び事業税	1,943	3,780
法人税等合計	1,943	3,780
当期純損失()	564,563	245,240

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費					
1. 減価償却費		181,128	41.3	228,418	53.0
2. 工事売上原価		197,746	45.1	76,915	17.8
3. その他		59,688	13.6	125,757	29.2
当期売上原価		438,563	100.0	431,092	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	499,900	791,901	791,901	661,366	661,366	630,434	630,434
当期変動額							
新株の発行	549,812	549,812	549,812			1,099,625	1,099,625
当期純損失 ()				564,563	564,563	564,563	564,563
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	549,812	549,812	549,812	564,563	564,563	535,061	535,061
当期末残高	1,049,712	1,341,713	1,341,713	1,225,930	1,225,930	1,165,495	1,165,495

当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,049,712	1,341,713	1,341,713	1,225,930	1,225,930	1,165,495	1,165,495
当期変動額							
新株の発行	349,999	349,999	349,999			699,998	699,998
当期純損失 ()				245,240	245,240	245,240	245,240
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	349,999	349,999	349,999	245,240	245,240	454,758	454,758
当期末残高	1,399,711	1,691,712	1,691,712	1,471,171	1,471,171	1,620,253	1,620,253

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
機械及び装置	9年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、機械及び装置については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
機械及び装置	9年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、従来、有形固定資産のうち、機械及び装置並びにリース資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

同一事業を営む海外子会社の買収に伴い、当社グループ内の減価償却方法の統一のために見直しを行った結果、耐用年数にわたって取得原価を均等配分する定額法のほうが固定資産の使用実態に即していると判断したため、上記の変更を行っております。

この変更により、従来の方によった場合と比較して、当事業年度の売上総利益が191,818千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ191,818千円減少しております。なお、当減価償却方法の変更により、当社のグループ会社全体の屋内インフラシェアリングビジネスに関する機械装置及びリース資産の減価償却方法が同一となりました。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2018年4月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	- 千円	11,702千円
短期金銭債務	- 千円	198千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	-
計	200,000	200,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	- 千円	42千円
仕入高	- 千円	183千円
その他の営業取引高	- 千円	11,656千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度51%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度49%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
減価償却費	641千円	607千円
給料及び手当	208,223千円	240,482千円
研究開発費	96,467千円	7,248千円
業務委託費	55,927千円	130,068千円

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式171,848千円、関連会社株式3,907千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式572,469千円、関連会社株式91,640千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	332,907千円
減損損失	19,073
その他	19,808
繰延税金資産小計	371,789
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	332,907
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	38,882
評価性引当額小計	371,789
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	414,140千円
減損損失	15,291
その他	15,679
繰延税金資産小計	445,111
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	414,140
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	30,971
評価性引当額小計	445,111
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分）

当社は、2019年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、当該決議について2019年6月26日に効力が発生しております。

1．資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の資本政策上の機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少を行ったうえで、剰余金の処分を行うものです。

2．資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及び額

資本準備金の額	1,471,171,157円
---------	----------------

(2) 増加する剰余金の処分の項目及び額

その他資本剰余金	1,471,171,157円
----------	----------------

3．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	1,471,171,157円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の処分の項目及び額

繰越利益剰余金	1,471,171,157円
---------	----------------

4．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 株主総会決議日	2019年6月26日
-------------	------------

(2) 効力発生日	2019年6月26日
-----------	------------

（日本電信電話株式会社との資本・業務提携に関する契約）

当社は、2019年6月14日開催の取締役会において、日本電信電話株式会社との資本・業務提携契約を締結することを決議し、2019年7月4日付で資本・業務提携契約を締結しました。

1．背景と目的

5Gにおいては、移動通信システムの高度化・大容量化や利用する周波数帯の特性、またその幅広い用途（IoT等）から、4G以前と比較して膨大な数の基地局が必要になると見込まれています。そのため、5Gネットワークの早期構築には、設備投資の効率化や基地局設置場所の確保等が大きな課題と考えられています。

それらの課題解決に向けて、日本電信電話株式会社と当社は資本・業務提携を通じ、NTTグループが保有する設備や、工事・保守及び関連するマネジメント等のノウハウと、当社グループのインフラシェアリング分野における知見や営業力・技術力を活用するなど、両社グループのリソースを組み合わせることで、通信業界全体に資する効率的かつ経済的なインフラシェアリングソリューションを提供してまいります。この取り組みにより、5Gの効率的な早期エリア展開、通信不感エリアの縮小等に貢献し、社会的課題の解決に繋がることが目指します。

2. 両社の概要

会社名	日本電信電話株式会社	株式会社 J T O W E R
所在地	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	東京都港区赤坂8丁目5番41号
代表者	澤田 純	田中 敦史
事業内容	NTTグループ全体の経営戦略の策定及び基礎的研究開発の推進	国内外における通信インフラシェアリング
設立	1985年4月1日	2012年6月15日

(共通支配下の取引等)

当社は、2019年7月16日の取締役会において、ベトナムへの出資における中間持株会社であるVIBS PTE. LTD. が発行する優先株式の全て及び普通株式の一部の取得を実施することを決議し、2019年7月31日付で、VIBS PTE. LTD. を完全子会社化しました。

1. 取引の概要

(1) 株式追加取得の理由

当社は、日本国内で培った高いレベルの品質・技術を活かし、通信インフラシェアリング事業においてベトナムへの進出を図るために、2017年7月31日に、株式会社日本政策投資銀行と株式会社リサ・パートナーズが共同で出資・運営するJapan South East Asia Growth Fund L.P.と当社が共同で設立した中間持株会社（SPC）であるVIBS PTE. LTD.を通じて、同国最大のIBS事業者であるSouthern Star Telecommunications Equipment Joint Stock Companyの100%持分を取得しております。

この度2019年7月31日に、引き続き成長が見込まれるベトナムでのIBS事業の運営を更に強化し、グループ全体における更なる事業収益の拡大と利益の向上を図るため、Japan South East Asia Growth Fund L.P.が保有するVIBS PTE. LTD.の優先株式及び普通株式の全てを追加取得し、同社を完全子会社化しました。

(2) 株式取得先の名称及びその事業の内容

株式取得先の名称 Japan South East Asia Growth Fund L.P.

事業の内容 株式会社日本政策投資銀行と株式会社リサ・パートナーズが共同で出資・運営するファンド事業

(3) 株式取得の時期

2019年7月31日（みなし取得日2019年7月1日）

(4) 取得株式数、取得価格及び取得後の持分比率

取得する株式の数 優先株式8,398,800株、普通株式1株

取得価格 1,590,928千円

取得後の持分比率 100%

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得対価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,590,928千円
-------	--------	-------------

取得原価	1,590,928千円
------	-------------

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

626,572千円

（多額の資金の借入）

当社は、2019年7月16日開催の取締役会において、次のとおり当座借越契約を締結することについて決議し、2019年7月31日に実行しました。

1. 資金使途	VIBS PTE. LTD.の株式追加取得を実施するため
2. 借入先	株式会社三井住友銀行
3. 借入金額	1,000,000,000円
4. 利率	1.475%
5. 借入日	2019年7月31日
6. 返済日	2019年12月30日
7. 担保提供又は保証の内容	無し

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。

（株式分割及び単元株式の採用）

当社は、2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で株式分割を行っております。また、2019年8月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年8月30日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき4株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,091,868株
今回の株式分割により増加する株式数	12,275,604株
株式分割後の発行済株式総数	16,367,472株
株式分割後の発行可能株式総数	64,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年8月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期中平均発行済株式数(株)	7,180,000	7,180,000
1株当たり当期純損失金額()(円)	78.63	34.15
配当金(円)	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、当事業年度は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
期末発行済株式数(株)	7,180,000	7,180,000
1株当たり純資産額(円)	164.92	199.08

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,661	-	-	5,661	966	386	4,694
機械及び装置	694,589	2,278,020	138,300	2,834,309	316,660	171,311	2,517,648
工具、器具及び備品	1,652	214	-	1,866	739	183	1,126
リース資産	532,224	145,518	-	677,743	136,629	63,002	541,114
建設仮勘定	122,557	921,622	848,634	195,545	-	-	195,545
有形固定資産計	1,356,685	3,345,375	986,935	3,715,125	454,995	234,884	3,260,129
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	13,415	11,479	2,683	1,936
無形固定資産計	-	-	-	13,415	11,479	2,683	1,936

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

屋内無線通信設備等の導入に係る取得

機械及び装置 1,429,385千円

建設仮勘定 921,622千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月 30 日 毎年 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.jtower.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 5月31日	株式会社 J T O W E R 代表取締役社長 田中 敦史	東京都港区 赤坂八丁目 5番41号	当社	丸井 智弥	東京都武蔵 野市	特別利害 関係者等 (当社子 会社の取 締役)、 当社の従 業員 (注)4	普通株式 800	280,000 (350) (注)6	報酬として第 4回新株予約 権(株式会社 J T O W E R - A 2号(第 2回)新株予 約権)の譲渡
2017年 6月28日	株式会社 J T O W E R 代表取締役社長 田中 敦史	東京都港区 赤坂八丁目 5番41号	当社	桐谷 裕介	神奈川県横 浜市旭区	特別利害 関係者等 (当社の 取締役)	普通株式 900	315,000 (350) (注)6	報酬として 第3回新株 予約権(株 式会社J T O W E R - A 2号(第 1回)新株 予約権)の 譲渡
2017年 6月28日	株式会社 J T O W E R 代表取締役社長 田中 敦史	東京都港区 赤坂八丁目 5番41号	当社	中村 亮介	東京都新宿 区	特別利害 関係者等 (当社の 取締役) (注)5	普通株式 800	280,000 (350) (注)6	報酬として 第3回新株 予約権(株 式会社J T O W E R - A 2号(第 1回)新株 予約権)の 譲渡
2018年 5月31日	株式会社 J T O W E R 代表取締役社長 田中 敦史	東京都港区 赤坂八丁目 5番41号	当社	祢津 信夫	東京都日野 市	特別利害 関係者等 (当社の 取締役)	普通株式 600	210,000 (350) (注)6	報酬として 第3回新株 予約権(株 式会社J T O W E R - A 2号(第 1回)新株 予約権)の 譲渡
2018年 5月31日	株式会社 J T O W E R 代表取締役社長 田中 敦史	東京都港区 赤坂八丁目 5番41号	当社	丸井 智弥	東京都武蔵 野市	特別利害 関係者等 (当社子 会社の代 表取締役 会長、当 社子会社 の取締役)、 当社の従 業員	普通株式 100	35,000 (350) (注)6	報酬として 第3回新株 予約権(株 式会社J T O W E R - A 2号(第 1回)新株 予約権)の 譲渡
2019年 7月4日	株式会社INCJ 代表取締役社長 勝又 幹英	東京都千代 田区丸の内 一丁目4番 1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	日本電信電話 株式会社 代表取締役社長 澤田 純	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	A種優先株式 142,900 B種優先株式 285,700 C種優先株式 281,300 D種優先株式 200,000	7,004,410,200 (7,698) (注)7	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 8月5日	-	-	-	日本電信電話株式会社 代表取締役社長 澤田 純	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 909,900 A種優先株式 142,900 B種優先株式 285,700 C種優先株式 281,300 D種優先株式 200,000	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	JA三井リース株式会社 代表取締役社長執行役員 古谷 周三	東京都中央区銀座八丁目13番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 293,800 A種優先株式 142,900 B種優先株式 57,200 C種優先株式 93,700	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 228,500 B種優先株式 228,500	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役 小塚 健一	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 210,500 E種優先株式 210,500	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	アイティーファーム・のぞみ投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アイティーファーム 代表取締役社長 黒崎 守峰	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 142,900 A種優先株式 142,900	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	株式会社INCJ 代表取締役社長 勝又 幹英	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 115,790 E種優先株式 115,790	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DBJキャピタル株式会社 代表取締役社長 内山 春彦	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 114,300 B種優先株式 114,300	-	(注)9

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 8月12日	-	-	-	SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 114,300 B種優先株式 114,300	-	(注)9
2019年 8月12日	-	-	-	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 114,300 B種優先株式 114,300	-	(注)9

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 2017年7月31日に当社子会社の代表取締役会長に選任されております。
5. 2017年5月26日に当社子会社の取締役、2017年7月31日に当社子会社の監査役に選任されております。2019年7月31日に当社子会社の取締役を退任いたしました。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 移動価格は、当事者間での協議のうえ、決定しております。
8. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。
9. 2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先

株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月13日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2017年 5 月31日	2017年 5 月31日	2017年 9 月 6 日
種類	第 9 回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - C 2 号 (第 1 回) 新株予約 権) (ストックオプション)	第10回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - D 2 号 (第 1 回) 新株予約 権) (ストックオプション)	第11回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - D 2 号 (第 2 回) 新株予約 権) (ストックオプション)
発行数	普通株式 15,400株 (注) 5	普通株式 8,600株 (注) 6	普通株式 500株
発行価格	800円 (注) 4	2,000円 (注) 4	2,000円 (注) 4
資本組入額	400円	1,000円	1,000円
発行価額の総額	12,320,000円 (注) 5	17,200,000円 (注) 6	1,000,000円
資本組入額の総額	6,160,000円 (注) 5	8,600,000円 (注) 6	500,000円
発行方法	2017年 3 月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与 (ストックオプション) に関する決議を行っております。	2017年 3 月10日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与 (ストックオプション) に関する決議を行っております。	2017年 3 月10日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与 (ストックオプション) に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	株式(1)	新株予約権	株式(2)
発行年月日	2018年3月30日	2018年5月31日	2018年10月12日
種類	E種優先株式	第12回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - E 2号(第1回)新株予約 権) (ストックオプション)	E種優先株式
発行数	231,500株	普通株式 10,600株 (注)7	147,368株
発行価格	4,750円 (注)4	4,750円 (注)4	4,750円 (注)4
資本組入額	2,375円	2,375円	2,375円
発行価額の総額	1,099,625,000円	50,350,000円 (注)7	699,998,000円
資本組入額の総額	549,812,500円	25,175,000円 (注)7	349,999,000円
発行方法	第三者割当	2018年5月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	第三者割当
保有期間等に関する確約	-	(注)3	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2018年12月17日	2019年6月27日	2019年8月22日
種類	第13回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - E 2号(第2回)新株予約権) (ストックオプション)	第14回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - E 2号(第3回)新株予約権) (ストックオプション)	第15回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - E 3号(第1回)新株予約権) (ストックオプション)
発行数	普通株式 4,000株	普通株式 2,900株	普通株式 2,500株 (注)8
発行価格	4,750円 (注)4	4,750円 (注)4	7,698円 (注)4
資本組入額	2,375円	2,375円	3,849円
発行価額の総額	19,000,000円	13,775,000円	19,245,000円 (注)8
資本組入額の総額	9,500,000円	6,887,500円	9,622,500円 (注)8
発行方法	2018年11月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2018年11月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年8月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、DCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員1名)により、発行数は13,400株、発行価額の総額は10,720,000円、資本組入額の総額は5,360,000円となっております。
6. 新株予約権割当契約締結後の退任及び退職による権利の喪失(監査役1名、従業員2名)により、発行数は5,800株、発行価額の総額は11,600,000円、資本組入額の総額は5,800,000円となっております。
7. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員3名)により、発行数は9,700株、発行価額の総額は46,075,000円、資本組入額の総額は23,037,500円となっております。
8. 新株予約権割当契約締結後の退任による権利の喪失(子会社取締役1名)により、発行数は2,200株、発行価額の総額は16,935,600円、資本組入額の総額は8,467,800円となっております。
9. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	800円	2,000円	2,000円
行使期間	2019年5月27日から 2027年5月26日まで	2019年5月27日から 2027年5月26日まで	2019年9月7日から 2027年9月6日まで
行使の条件	新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。		

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	4,750円	4,750円	4,750円
行使期間	2020年5月31日から 2028年5月30日まで	2020年12月15日から 2028年12月14日まで	2021年6月27日から 2029年6月26日まで
行使の条件	新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。		

	新株予約権
行使時の払込金額	7,698円
行使期間	2021年8月22日から 2029年8月21日まで
行使の条件	新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使用することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

10. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役社長 千田 哲也 資本金 15億円	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	投資事業、コンサルティング業務	210,500	999,875,000 (4,750)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史 資本金 5億円	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	投資事業組合	21,000	99,750,000 (4,750)	-

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社INCJ 代表取締役社長 勝又 幹英 資本金 5億円	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	投資事業	115,790	550,002,500 (4,750)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史 資本金 5億円	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	投資事業組合	31,578	149,995,500 (4,750)	-

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第9回新株予約権(株式会社J T O W E R - C 2号(第1回)新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容 等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
加藤 一郎	東京都中央区	会社員	3,000	2,400,000 (800)	当社の従業員
津川 敏之	東京都渋谷区	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
関寺 絢音	東京都墨田区	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
中山 寛人	大阪府羽曳野市	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
山本 重好	東京都足立区	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
丸井 智弥	東京都武蔵野市	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員 (注)2
塩沢 真一	東京都三鷹市	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
古賀 真一郎	東京都三鷹市	会社員	800	640,000 (800)	当社の従業員
前田 裕	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	800	640,000 (800)	当社の従業員
中村 亮介	東京都新宿区	会社役員	550	440,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注)3
桐谷 裕介	神奈川県横浜市旭区	会社役員	500	400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
弥津 信夫	東京都日野市	会社役員	500	400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松浦 隆	千葉県柏市	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
六反 学	東京都足立区	会社員	450	360,000 (800)	当社の従業員
道島 太	東京都八王子市	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員

(注)1.退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2.2017年4月17日に当社子会社の取締役、2017年7月31日に当社子会社の代表取締役会長に選任されております。

3.2017年5月26日に当社子会社の取締役、2017年7月31日に当社子会社の監査役に選任されております。2019年7月31日に当社子会社の取締役を退任いたしました。

4.2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第10回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - D 2 号 (第 1 回) 新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
加藤 一郎	東京都中央区	会社員	3,000	6,000,000 (2,000)	当社の従業員
望月 一真	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	1,000	2,000,000 (2,000)	当社の従業員
早坂 賢人	東京都江東区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員
堀 裕介	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員
西村 信哉	東京都台東区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員
辻村 裕一	東京都荒川区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員
佐野 叶	東京都渋谷区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員
山口 健一	東京都江東区	会社員	300	600,000 (2,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第11回新株予約権 (株式会社 J T O W E R - D 2 号 (第 2 回) 新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
稲野辺 英輝	東京都新宿区	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社の従業員

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第12回新株予約権(株式会社 J T O W E R - E 2号(第1回)新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
望月 一真	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	1,000	4,750,000 (4,750)	当社の従業員
六反 学	東京都足立区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
道島 太	東京都八王子市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
古賀 真一郎	東京都三鷹市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
津川 敏之	東京都渋谷区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
前田 裕	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
関寺 絢音	東京都墨田区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
中山 寛人	大阪府羽曳野市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
松浦 隆	千葉県柏市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
山本 重好	東京都足立区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
丸井 智弥	東京都武蔵野市	会社役員	300	1,425,000 (4,750)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役会長、当社子会社の取締役)、当社の従業員
塩沢 真一	東京都三鷹市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
早坂 賢人	東京都江東区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
加藤 一郎	東京都中央区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
稲野辺 英輝	東京都新宿区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
吉田 幸平	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員(注)1
堀 裕介	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
西村 信哉	東京都台東区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
辻村 裕一	東京都荒川区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
佐野 叶	東京都渋谷区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
山口 健一	東京都江東区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
古巢 真理子	東京都杉並区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
林 覚	東京都江戸川区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
韓 青林	東京都江東区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
菊地 寛紀	東京都八王子市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
青木 香里	東京都文京区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
内埜 裕子	東京都足立区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
吉岡 玲奈	埼玉県川口市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
池戸 茂	埼玉県蕨市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
内堀 圭	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員(注) 2

(注) 1. 2018年10月29日に当社関連会社の取締役を選任されております。

2. 2019年3月28日に当社子会社の取締役を選任されております。

3. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第13回新株予約権(株式会社J T O W E R - E 2号(第2回)新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
大橋 功	東京都渋谷区	会社員	4,000	19,000,000 (4,750)	当社の従業員

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第14回新株予約権(株式会社J T O W E R - E 2号(第3回)新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
太田 直樹	東京都目黒区	会社役員	500	2,375,000 (4,750)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山本 剛樹	東京都足立区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
長谷川 栄一	神奈川県横浜市青葉区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
松岡 奈津美	東京都世田谷区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
今山 雄也	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
越田 幸佑	神奈川県横浜市青葉区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
熊谷 みらい	東京都文京区	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
清水 宏太	埼玉県越谷市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員
齋藤 高弘	千葉県松戸市	会社員	300	1,425,000 (4,750)	当社の従業員

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

(第15回新株予約権(株式会社J T O W E R - E 3号(第1回)新株予約権))

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大場 睦子	東京都中央区	会社役員	500	3,849,000 (7,698)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
高津 智仁	東京都板橋区	会社役員	500	3,849,000 (7,698)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)
山田 彰宏	千葉県我孫子市	会社役員	300	2,309,400 (7,698)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
永山 淑子	神奈川県横浜市港北区	会社役員	300	2,309,400 (7,698)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
渡邊 隆二	東京都江東区	会社役員	300	2,309,400 (7,698)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
大川 宏	神奈川県横浜市磯子区	会社役員	300	2,309,400 (7,698)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

表中に含まれるもの以外の移動の状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 8月12日	-	-	-	SMBCベン チャーキャピ タル4号投資 事業有限責任 組合 無限責 任組合員 SMBCベン チャーキャピ タル株式会 社 代表取締 役社長 石橋 達史	東京都中央 区八重洲一 丁目3番4 号	-	普通株式 52,578 E種優先株式 52,578	-	E種優先株 式の普通株 式への転換 (取得請求 権の行使)

(注) 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動数数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社カルティブ 1、2	東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号	5,000,000	29.14
日本電信電話株式会社 2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,639,600	21.21
田中 敦史 2、3、7	東京都港区	1,834,400 (400)	10.69 (0.00)
JA三井リース株式会社 2	東京都中央区銀座八丁目13番1号	1,175,200	6.85
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合 2	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	914,000	5.33
日本郵政キャピタル株式会社 2	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	842,000	4.91
アイティーファーム・のぞみ投資事業有限責任組合 2	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	571,600	3.33
株式会社INCJ 2	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	463,160	2.70
DBJキャピタル投資事業有限責任組合 2	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	457,200	2.66
SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 2	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	457,200	2.66
みずほ成長支援投資事業有限責任組合 2	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	457,200	2.66
桐谷 裕介 4	神奈川県横浜市旭区	231,600 (127,600)	1.35 (0.74)
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	210,312	1.23
中村 亮介 4、8	東京都新宿区	199,400 (43,400)	1.16 (0.25)
六反 学 9	東京都足立区	164,200 (156,200)	0.96 (0.91)
柰津 信夫 4	東京都日野市	86,000 (38,000)	0.50 (0.22)
井桁 節哉	千葉県船橋市	48,000 (48,000)	0.28 (0.28)
道島 太 9	東京都八王子市	44,400 (44,400)	0.26 (0.26)
松浦 隆 9	千葉県柏市	35,200 (35,200)	0.21 (0.21)
千本 倅生	東京都大田区	30,000	0.17
山本 重好 9	東京都足立区	29,200 (29,200)	0.17 (0.17)
丸井 智弥 6、7、9	東京都武蔵野市	26,400 (26,400)	0.15 (0.15)
前田 裕 9	神奈川県横浜市神奈川区	26,400 (26,400)	0.15 (0.15)
古賀 真一郎 9	東京都三鷹市	26,000 (26,000)	0.15 (0.15)
加藤 一郎 9	東京都中央区	25,600 (25,600)	0.15 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
塩沢 真一 9	東京都三鷹市	22,800 (22,800)	0.13 (0.13)
田中 謙二	神奈川県藤沢市	20,000 (20,000)	0.12 (0.12)
津川 敏之 9	東京都渋谷区	18,800 (18,800)	0.11 (0.11)
中山 寛人 9	大阪府羽曳野市	16,800 (16,800)	0.10 (0.10)
大橋 功 9	東京都渋谷区	16,000 (16,000)	0.09 (0.09)
関寺 絢音 9	東京都墨田区	8,800 (8,800)	0.05 (0.05)
望月 一真 9	神奈川県茅ヶ崎市	8,400 (8,400)	0.05 (0.05)
稲野辺 英輝 9	東京都新宿区	5,600 (5,600)	0.03 (0.03)
菊地 寛紀 9	東京都八王子市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
西村 信哉 9	東京都台東区	2,800 (2,800)	0.02 (0.02)
佐野 叶 9	東京都渋谷区	2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
山口 健一 9	東京都江東区	2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
早坂 賢人 9	東京都江東区	2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
辻村 裕一 9	東京都荒川区	2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
堀 裕介 9	神奈川県川崎市中原区	2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
太田 直樹 4	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
大場 睦子 5	東京都中央区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
高津 智仁 6	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
山田 彰宏 5	千葉県我孫子市	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
永山 淑子 5	神奈川県横浜市港北区	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
渡邊 隆二 7	東京都江東区	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
大川 宏 7	神奈川県横浜市磯子区	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
その他（17名）	-	20,400 (20,400)	0.12 (0.12)
計	-	17,161,072 (793,600)	100.00 (4.62)

（注）1．「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
- 2 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 3 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

- 4 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 - 5 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 - 6 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)
 - 7 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
 - 8 特別利害関係者等 (当社子会社の監査役)
 - 9 当社の従業員
- 2 . 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。
- 3 . () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2019年11月8日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 俊一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T O W E R の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月26日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議している。
 - 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月4日付で日本電信電話株式会社との資本・業務提携契約を締結している。
 - 3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月16日開催の取締役会において、中間持株会社であるVIBS PTE.LTD.が発行する優先株式及び普通株式を取得することを決議し、2019年7月31日付で同社を完全子会社化している。
 - 4．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月16日開催の取締役会決議に基づき、7月31日に資金の借り入れを実行している。
 - 5．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年8月5日付及び2019年8月12日付で全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得している。また、2019年8月13日開催の取締役会決議に基づき、当該優先株式の全てを消却している。
 - 6．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、株式分割を行っている。また、2019年8月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、単元株制度を採用している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月8日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 俊一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T O W E R の2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月26日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議している。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月4日付で日本電信電話株式会社との資本・業務提携契約を締結している。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月16日開催の取締役会において、中間持株会社であるVIBS PTE.LTD.が発行する優先株式及び普通株式を取得することを決議し、2019年7月31日付で同社を完全子会社化している。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月16日開催の取締役会決議に基づき、7月31日に資金の借り入れを実行している。
 5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年8月5日付及び2019年8月12日付で全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得している。また、2019年8月13日開催の取締役会決議に基づき、当該優先株式の全てを消却している。
 6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、株式分割を行っている。また、2019年8月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、単元株制度を採用している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月8日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 俊一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T O W E R の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月8日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 間宮 光健
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 戸塚 俊一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T O W E R の2017年4月1日から2018年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 俊一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T O W E R の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。